

新たな基本法に望むもの

——農村現場から——

平成 9 年度駐村研究員会議は、平成 10 年 1 月 30 日に「新たな基本法に望むもの——農村現場から——」を共通テーマとして開催された。今回の会議の報告者は以下のとおりである。

- (1) 野田 哲治氏（北海道浜中町）
- (2) 吉沢喜美男氏（岩手県雫石町）
- (3) 忠 聡氏（新潟県神林村）
- (4) 平野 正俊氏（静岡県掛川市）
- (5) 山口 伸氏（愛知県安城市）
- (6) 中川 健作氏（北海道帯広市）

座長として会議の司会進行は、農業構造部の両角和夫上席研究官と橋詰登研究員（地域経済研究室）の 2 人が担当した。6 人の報告の後、質疑応答及び討論が活発に行われた。なお、この会議には、報告者以外の駐村研究員や、関係の行政部局、関係機関等所外からの出席をいただいた（所属は当時のもの）。

以下は、その報告、質疑応答及び討論の記録であり、関係者のご協力を得て企画連絡室で整理したものである。なお、報告者から多数の参考資料が配布されたが、紙幅の関係で一部のものは割愛させていただいた。

1. 開 会 挨拶

○ ただいまより平成 9 年度農業総合研究所駐村研究員会議を始めます。まず農業総合研究所の野中所長より開会のご挨拶を申し上げます。

野中（農業総合研究所長）

開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日は、駐村研究員会議を開催いたしましたところ、全国の駐村研究員の方々には大変お忙しい中をほとんどの方に駆けつけていただきまして、本当にありがとうございます。また、この会議には農林水産本省の官房をはじめ各局、あるいはその他関係の機関、団体の方々、専門委員の先生方、さらに駐村研究

員のOBの方々、幅広くお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

私ども農業総合研究所は、農業経済に関する諸問題について政策検討に資するように、幅広い研究を行っているところでございます。研究を進めるのに当たりまして、やはり現場の事情を踏まえることが極めて大切であることはご承知のとおりでございますが、昨今（これは本省もそうですが）、いろんな予算等の制約もありまして、なかなか現場に入って情報を得るといようなことが十分ではないわけでございます。これを補うため、私ども研究所といたしましては、各地あるいは農業のいろんな分野の方々、各地で第一線で

活躍、ご指導をされていらっしゃる方々に広く駐村研究員（この名前がいいのかどうかという問題がありますが）をお願いして、いろいろ研究活動にご協力をいただいたり、情報を寄せていただいているわけでございます。駐村研究員の方々には大変お世話になっております。改めてお礼を申し上げます。

本日の会議は駐村研究員に年に1度お集まりをいただいて、その時々 of いろいろな現場の情報を聞かせていただくという趣旨で研究会を開催しているわけでございます。

本年は、「新たな基本法に望むもの」というテーマを立てております。現下の農業情勢はご承知のとおりですが、ウルグアイ・ラウンドの農業合意を受けまして、また2年後には次の交渉が始まるというような大変重要な転換期に当たっております。そういう中で農業基本法の検討が始まっているわけでございます。この問題につきましては、全国各地の情勢を踏まえ、また農業者の方々ばかりではなくて、さらに国民の方の幅広い意見を聞きながら、検討していくことが極めて大事でございます。現在までのところそういう努力も多々されてはおりますが、農業の現場の方のご意見を十分聞くというようなことは必ずしもまだ十分ではないのではないかと感じているわけでございます。そういう意味で、本日の研究会のテーマは農業基本法に絡んでいろいろご意見を伺いたいということでございます。

駐村研究員の方々には、午前中も近況などを伺いましたが、まさに現場に即した大変示唆に富んだ話が出てまいりました。例えば農業の公益的機能でデカップリングだとか何とか、すぐそういう議論をするけれども、そういう形式的な話じゃなくて、農業が非常に大事だというようなことについて、もっと技術開発の面でも、PRの面でも、教育の面でも、いろいろ足りないんじゃないかというような現場に即した有益な話を伺っていたとこ

ろでございます。例えば基本法のデカップリングだとか所得保障だとかいう議論につきましても、まさにこのような現場に即した、地に足のついた議論が必要だと痛感している次第でございます。基本法ということで幅広いものでありますので焦点をそんなに絞らなくてもいいと思いますので、現場的感覚でいろいろ駐村研究員の方々に幅広くご発言をいただきたいと思います。また今日はせっかく大勢の方に来ていただいておりますのでフロアの方々との意見交換もしながら、今後の日本の農業なり農村をどうもっていくのかということについて、実りある議論ができればいいなど、私どもは大変期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ それでは、早速会議に入ります。以後、司会は農業構造部の両角上席研究官及び橋詰研究員にお願いいたします。

座長（両角） ご紹介いただきました農業構造部の両角と橋詰です。このプログラムに沿って進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

座長（橋詰） では、議事に従いまして、まず6名の駐村研究員の方々にご報告をお願いいたします。

今回の会議は、「新たな基本法に望むもの——農村現場から——」という共通テーマでございます。今回報告していただく皆様方は、各地域で特徴ある農業経営を展開されている方々でございます。日ごろ経営を通じて感じておられること、あるいはご自分のお住まいの地域の現状等から緊急となっている課題など、生産現場から生の声をご報告いただければと思います。

なお恐縮ですが、報告は1人15分程度でお願いしたいと思っています。

それでは、野田さんからご報告をお願いいたします。

2. 報 告

第1報告

野田 哲治（北海道浜中町）

北海道の浜中町の野田と申します。農協で営農指導ですとか牧場関係の仕事をしております。浜中町は北海道の太平洋岸の東側にあります。釧路市と根室市のちょうど中間にあります。ことし沖縄の米軍演習場が本土に移転したときの移転先の一つであります。夏の気候が大変悪くて、牧草しか作れない地域です。牧草を作って乳牛を飼って牛乳生産をして生計を立てているという地域です。人口が8000人の町で、漁業が就業人口の約7割を占めています。農業は約220戸で酪農だけに専業特化しています。1戸当たりの経営規模は牧草地約60ha、乳牛は全頭数で約100頭、うち経産牛は55頭から60頭、昨年の平均牛乳生産量は390トンです。そういう酪農の専業地帯です。生産性や所得の問題もありますし過疎地で周りに人がいないということで、雇用労働者はほとんどおりません。そういう中で大規模な酪農を展開していきますので、地域として酪農家を支える酪農支援シス

テムというか、さまざまな支援システムをつくりながらやっております。そういう中で、現場の抱えている問題をお話したいと思います。

浜中は、それまで草地面積が8000haぐらいいしかなかったんですけれども、昭和43～44年に、総合農地開発事業ということで、大規模な土地改良を行いまして、1万5000haの生産基盤をつくりました、全国でも後進の開発地域と思っております。現在の経営基盤ができておりますのは、昭和40年代後半から50年代の初めに、現在の経営者の前の世代といいますか、（今の経営者は大体40代や50代が中心になっております）先代が設備投資をして基盤をつくり上げました。その上に立って経営しているわけですが、設備投資などの償却がほぼ終わっていますので、経営状況としては非常に収益の高い安定した経営をしております。

表1と表2に浜中町の営農収支を示しております。平成元年は1戸当たり280トンの牛乳生産でしたが平成9年には380トンに増大しています。乳価の低落と同時に生産性を上

表1 浜中町の営農収支

（単位：千円）

	農 業 収 入					農 業 支 出					負債 償還	支出計 (B)	差引 A-B	経 費 率(%)
	乳代計	補給金	個体販売	その他	小計 (A)	肥料費	飼料費	利息	その他	小計				
平成1年	20,374	2,634	5,168	2,132	30,309	1,722	6,057	1,198	9,137	18,115	2,308	20,423	9,887	67.4
2年	21,168	2,509	3,913	2,491	30,081	1,761	6,646	1,080	9,549	19,035	2,805	21,841	8,240	72.6
3年	23,275	2,686	3,472	2,243	31,576	1,523	6,905	1,126	9,658	19,212	3,027	22,239	9,337	70.4
4年	25,756	2,674	3,160	2,205	33,796	1,619	7,456	1,184	10,734	20,994	3,164	24,158	9,638	71.5
5年	26,439	2,649	3,104	2,007	34,199	1,704	6,930	1,261	10,788	20,683	3,215	23,897	10,302	69.9
6年	25,563	2,563	3,255	2,477	33,859	1,563	6,505	1,164	10,502	19,733	3,036	22,769	11,090	67.2
7年	26,042	2,645	3,447	1,947	34,082	1,539	6,526	1,195	11,102	20,362	3,125	23,487	10,594	68.9
8年	27,035	2,516	3,812	2,722	36,085	1,329	7,932	1,155	11,851	22,267	3,558	25,826	10,260	71.6
9年	26,860	2,456	3,945	3,109	36,369	1,446	8,485	1,130	11,917	22,977	4,059	27,036	9,334	74.3

表2 浜中町の乳代及び乳牛価格

	乳 代				乳 牛 価 格 (千円)				
	基準乳価 円/kg	単 価 円/kg	乳代計 円/kg	保 証 価 格	初 生	廃 用	成 牛 妊娠牛	初妊牛	経産牛
平成1年	73.09	9.26	82.33	79.83	142	202	475		
2年	71.85	8.53	80.38	77.75	93	106	365		
3年	72.08	7.89	79.97	76.75	52	89	329		
4年	72.48	7.44	79.92	76.75	45	75	269		
5年	71.99	7.06	79.06	76.75	59	49	239	247	215
6年	71.31	6.97	78.28	75.75	50	59	281	301	220
7年	70.89	7.10	77.98	75.75	44	66	316	342	231
8年	69.58	6.37	75.94	75.75	46	68	327	342	263
9年12月			76.27	74.27	36	82	325	359	231

げてこれ乗り越えてきたわけですが、それほど大きな設備投資をしないで現状に至っていますので、次の段階をどうするかということが大きな問題です。将来に対して皆さん非常に大きな不安を抱いていますので、設備投資をして次の段階に打って出るか、それともこのままで行くのか決断がつかないままずる来ているというような状況であります。

その一面、平成元年以降でも3～4割の規模拡大をしていますから、規模拡大の中でさまざまな問題を抱えております。規模拡大や生産性の向上に対する批判が、酪農家の中にもあります。そして午前中の話題になっていました営農指導と申しますか、その点においても酪農の価値観が非常に変わってきております。一方では1頭当たりの乳量を増やして生産性を上げていこうという人たちもありますし、他方ではそういうことをするから病気が多くなるので、できるだけ穀類、購入飼料は与えないで牧草だけで飼養して乗り切っていこうというような集団もあります。酪農に対する農家の価値観が非常に多岐にわたっていますので、地域としての一つの方向性は出せないような状況にあります。

こういう酪農しかできない過疎地域にある専業的酪農としては、そこで生活して結婚して子供を育てて、自分の老後をきちんと送れるような、そういう生活ができるような所得

はやはりきちんと確保しなければならないだろう。それをベースにして自分の酪農観をもってどういう牛飼いをしていくかを考えていかなきゃいけないんじゃないか。私はこういう話を若い人たちにしています。

そういうことで、次のステップを踏むのに非常に躊躇しています。また規模拡大に伴っていろいろな問題が浮上してきましたので、それを解決する方法として、後ろに下がって解決していくという考えがある程度の固まりとして出てきています。次期ラウンド以降、本格的な自由化を迎えたときに、その手法で乗り切れるのかという大きな不安を抱いています。その反面、そういうさまざまな問題、技術的な問題などもそれ乗り越えていくだけの技術というのは、やはり自分たちで身につけようという動きもあります。

もう一つの大きな問題として、環境問題があります。私どもは（耕種農業はわかりませんが）、畜産は環境に対しては非常に負荷をかけていると思っております。外部から見ますと、牧草地を60haくらい持って自然の中でやっているように見えますが、やはりふん尿の問題というのは、根釧でも浜中でもあります。1ha当たりの飼養頭数は1.7～1.8頭にとどまっていますので、ふん尿を畑に還元して営農を続けていく、循環していくということは可能な面積ですし、まだ余裕のある地域

ですけれども、現在抱えている問題は、急激な規模拡大を進める中でふん尿をきちんと処理できる施設を持ち合わせていなかったという点に尽きると思います。この問題をごく短期間に解決していかなければならないのが現状です。これに対する設備投資は、やはりかなり巨額になりますので、この辺がどのように展開していくかが問題になっております。

酪農は自由化になったとはいえ、正直なところウルグアイラウンドの影響をほとんど受けないですみましたが、次のラウンドは本当に覚悟しなければならぬと思います。自由化が一層進む中でどうやってコストを下げていくのか、北海道の草地酪農地帯で、酪農技術が確立しているのか、という疑問があります。大規模化しても、1頭当たり乳量が下がってきているとか、投資した割には収益性が低いとかという問題があつて、規模拡大にかなり大きな批判が出て、アンチテーゼも出されています。

率直に言えば、北海道の牧草を使った放牧技術は日本ではなかったと思うんです。乳牛を放牧して大自然の中で牛を飼う、それが一番コストが安いということで、今さまざまな段階で言われていますけれども、具体的に、ではどうやって放牧すればいいんだ。研究機関でも放牧という言葉は簡単に使いますが、具体的にどうやって展開するのかということになると、ほとんどないというのが現状です。端的に言うと、牛舎から牧草地に出して飼えばそれが放牧じゃないか、そういう非常に低いレベルの技術でしかないというのが現状です。

私どもの浜中は日本で一番遅く5月の下旬に桜が咲く地域です。青草が出てきて牛が放せるのは6月です。そして10月の末になるともう霜が降りて雪が降り始めますからそこで放牧は終わりです。ですから、放牧は5カ月間しかできず、7カ月間は牛舎でえさをやって飼います。その間、パドックに出した

り、外には出していますが、貯蔵するえさで7カ月間牛を飼って、放牧草だけでは足りないで貯蔵飼料もやるという、そういう飼料体系をとらなければいけないので、それに合った酪農技術をきちんと確立しなければいけない。その中身を具体的に言いますと、草地管理、牧草をどうやってつくってどうやって放牧させるのか。そして、放牧させるに当たっての周辺技術をきちんと関連づけた組み立てをしなければならぬと思います。自給飼料を作って購入飼料との組み合わせで高い収益性をねらわないといけませんから、そこがどういうレベルなのか、未知なところが多いです。そういうことで、その地域に合った農業形態というのはどうあるべきかということが、もっと細かく、もっと深く実際の営農に結びつけられるような研究が必要ではないかなと思っております。

そういう技術的な面と、コスト低減のために酪農家を取り巻いている機関の合理化をいかに図るかという問題があります。農協とか（私は農協ですが）普及所とか、生産資材を製造しているところとか販売しているところとかの、農家を取り巻いている関係機関のコストに占める割合は、（非常に乱暴な試算ですが）酪農家の支出の約50%くらいと見ております。そうすると、コストダウンをするときに、農協等の占める割合からして50%のコストダウンの役割を果たさなければならぬ。農協としましては、経営を維持しながらコストダウンするということは非常にきつい部分もありますけれども、それをどうやってやっていくかということが真剣に問われなかったんじゃないかと思うんです。現在のところ、私もコストダウン、コストダウンと盛んに言いますが、それはかなりの部分を自助努力ということで酪農家に求めています。ですけれども、その限界というものも出てきておりますので、どれだけ生産資材とか、施設利用とかを低廉な形で農家に出せるか、

そういう周辺の組織の合理化をしていかなければならないと思います。

この会議に出てくる前にも議論してきたんですけれども、例えばえさ代などは農協の場合ですと手数料率が例えば2%ということで売価を設定します。ですから、えさが値上がりすると農協の収益が高くなっていく。えさ代が高いので何とかしようという議論をしているときに、1月に新しい価格が出たときに、購買部からプラス2%という単純な売価設定をしてきて、内部で大議論になりました。農家にコスト低下を迫らなければならないというときには、関係機関全部もコスト低下をしていかなければならない。そういう中で生き残りをかけていかなければならないと思います。

本当に限界地帯での酪農をやっておりますので、酪農ができなくなることは即離村につながります。農業をやめてその地域で生計を立てていくということとはできない地域です。過疎地で、酪農とコンブ漁業だけの地域ですので、酪農家の一番の不安は生産調整です。過去に大きな生産調整を3回ほど受けておりまして、その生産調整のたびに離農が出ておりますし、その生産調整の後遺症から回復するのに3年くらいかかります。1度生産乳量を落としますと3年くらい同じ数字に戻らないということになります。そういうことで、コストダウンをしてそれに耐えていくということは、地域の努力としてできますけれども、生産調整を受けるということが一番きついです。ですから、今回、生乳団体の改革で、原料乳と飲用乳との配分の仕方が若干変わってきております。この1～2年を見ますと、北海道から出てくる牛乳は全部飲用で出てきましたけれども、これからは行った先の加工と飲用の比率などで変わってくると思いますから、価格的な打撃は受けますし、量としても難しくなるかもしれませんけれども、これは見方を変えますと、全国で飲用と原料乳の

とも補償に踏み込んだ政策が出てきたんじゃないかなと思います。北海道は原料乳で本州と比べたら非常に安い価格でつくっておりますけれども、本州に一気に殴り込みをかけるような形になりますと共倒れになるということは、既に農総研の研究なんかに出ておりますし、そういう中から全国での生産調整、割り当てだとかそういう調整ではなく、価格を適正な水準に持つていくための地域間の調整が必要であると思っています。短期間では非常に不安を持ちますけれども、長い目で見ると南北戦争というのは回避されるのではないかなと思っています。そういうことで、一番怖いというか、一番気になっているのは生産調整のことです。

最後に、研究者の方たちを含めてお願いしたいことなんですけれども、乳価の動向というのは非常に難しいかと思えますし、政策的なことが入ることなのかもしれませんけれども、日本の酪農が世界の酪農と切り離されて独立しているわけじゃありませんから、国際価格の中で動くということは十分承知していかなければならないと思います。そういうときに、例えば5年後にどの程度を目標にして考えていけばいいということを、遠慮しないで出していただきたいと思います。いろいろな本にはそういうことが出ていますけれども、それは組合員の農家の方たちはなかなか触れない場所での論文だとかそういうものなのです。米のように、ほとんど大丈夫大丈夫だと言われて、ある日突然どんと変わられても牛を飼っている者としては身動きがとれなくなりますので、どの程度を目標にしてやるべきだとか、やろうということをやはり大胆に打ち出していただきたいと思います。そういう中で、私どもは酪農生産、牛乳生産に当たっていきたいと思っております。

座長 どうもありがとうございました。では、吉沢さん、お願いいたします。

第2報告

吉沢喜美男（岩手県雫石町）

岩手県から参りました吉沢でございます。

基本法についてということで、これはいっぱいあるわけですが、時間の関係でただ1点だけご提言を申し上げたいと思います。それは土地政策についてでございます。何といっても農業の基本というのは土地でございますから、その土地について現在、将来どういふふうに取り組んだらいいかということについて申し上げたいと思います。それはなぜかと言いますと、このごろいわゆる新基本法の策定に当たって、株式会社の土地所有云々ということがまな板に上がっているということで、それについてのことでございます。

農業というものはまず食料を生産するという面と、環境を守るという二つの側面があると私は考えております。単に食料を生産することだけであれば、これは極論で言いますと輸入しても間に合うわけですが、環境を守るということについては、これは実はここだけで考えなければならぬ問題です。何を言いたいかと言いますと、内村鑑三さんがある本の中で、我は後世に何を残すべきかという提言があるんですが、要するに子孫に何を残すかということで、一生懸命悪いことをして銭っこを残して子供に財産を残そうというものないわけじゃないんですが、私たち農業者として豊かな地球環境、いわゆるウサギ追いしあの山、小ブナ釣りしかの川、そういうような景観が私の子供のころ親から受け継いだ環境でございました。今はどうでしょうか。そういう事態に今の環境を戻すということは不可能なことですから、少なくとも今ある環境をこれ以上悪くしない。このままの状態、これを子孫に引き継いでいきたいというのが、私だけではなしに大方の者が考えていると思うわけです。

そこで、今の農地に関する考え方、株式会

社の土地所有ということについてでございますが、これは3年、5年の話ではなく、30年とか50年とかいう長期的な視点で、株式会社に土地を取得させた方が環境を守れるのであろうか、あるいはそうでないかということ、考えた方がいいんじゃないかということでございます。

農地改革というのは、戦後マッカーサーの号令で地主から土地を買い上げていわゆる緊急開拓政策のもとに売り渡した経緯がございます。私も開拓者でございますけれども、当時大蔵省から私たちが買った値段というのは、1坪当たり8銭6厘です。10a当たりになると25円87銭ですが、これは実はそれなりの意味があったわけです。ところが、現在そういうような坪8銭6厘というものが、今それはもう何千倍、何万倍に値上がりしています。これは必ずしもその当人の希望でそうなったのではなくて、そうせざるを得なくなつたという背景もありますけれども、この値上がり益は、農業本来の汗水流して得た所得ではなくて、そういう不動産の上に成り立って所得を得たものであり、これはかなり問題だと私は考えています。

そうはいっても、その株式会社に土地を売るのをやめて、農家同士で土地の集積ができるかということ、これからの農業情勢を考える場合に、農業者が売りに出た価格で買って経営が成立するという時代ではなくなってくるわけです。そうした場合には、どこかに売らなきゃならないわけですが、そうするとお金を持っている株式会社が出てくるわけですが、私は株式会社に土地を売るのはではなくて、（私たちが開拓を始めた当時は、大蔵省が土地を買って私たちに売ったわけですが、同じように）、そういう農地を国が買い上げをして、今度は売るのはではなくて、国がリースをするという方式にしてはどうかということの一つご提言申し上げたいと思うわけでございます。

今の日本の産業構造はもう車もテレビも何もぼつぼつ限界に来たよ、あと残って非常に有望なのは農業分野だと、だけれども土地がないよということで土地が欲しいという背景が片方にあると思うので、私は株式会社が農業に参入するということ自体に反対しているわけじゃないんです。しかし、必ずしも土地を持たなくてもリースすれば農業ができるわけですから、リース方式にしてはどうかと考えるわけです。株式会社で土地を取得してほしい、というのが現在の農業法人の中に約20%ございます。今すぐ農業法人も株式会社化しまして、そしてその資本を他に求めて土地も取得したいなということですが、必ずしも株式会社に土地を取得しなくても規模拡大は可能です。先ほど言ったリースの問題もありますし、いろんな関係もありますから、必ずしも農業法人が株式会社化して土地を取得しなければ経営の発展、拡大が困難だということとは当たりません。

国が農地を取得して一体どうなるだろうかということですが、当然これは金がかかるわけですが、取得してイコールの金でリースすればこれは国としては全然問題がないわけです。場合によっては取得した価格でリースしたら経営として成り立たないという面がございます。それはどういうことかといいますと、一つは土地を売りたいという者はかなり高額な負債をしており土地を売らなければ借金が返せないの、ある程度高く売りたいということがございます。その買った値段でリースしたら経営が成り立たないということですから、この場合には二重価格制になります。二重価格制になると、それだけ国の負担が増えますが、これは一つまた物の考えがございします。

国の資産でございますから、例えば公共事業等で道路、鉄道、あるいはその他の施設で開発したい場合には、土地取得費の方が大きいわけですが、それはそういう意味に

おいてかなり安い値段で公共用地に使える、転換できるということがございます。その土地をイコール公共用地という意味ではなくて、交換して使うということでもあります。要するに代替地として使えば、国の実質的な持ち出しは必ずしもそれほど大きくならないのではなかろうかと思われます。そのことについてはそういうシミュレーションを描いて、農業総合研究所でも具体的な研究をしていただきたいと思います。

具体的な例を申し上げますと、私のところで酪農で新規就農者がおります。彼は土地は18町歩取得し、6500万円かかりました。その他に牛舎をつくって牛を入れて、これは1億円を超えています。これでは経営として成立する限界を超えています。土地取得費の6500万円が大きな経営圧迫要因になっています。この土地を売ればいいわけですが、これは農地管理開発公社から買ったわけですが、なかなか右から左へ売れるような状況ではございません。そういう場合は国が買い上げます。その利用については、それはそれなりに別途な方法があります。ただ彼の場合は、最初から規模拡大した関係で牛を飼って飼料作物をつくるということに労力が間に合わないの、その土地は飼料作物を全然つくっておりません。粗飼料は100%買っています。これからは国がそういう場合には土地を買って本人あるいは第三者にリースをして、農業の生産力を維持していく、そういうような視点もまた必要ではなかろうかと考えます。

以上で提言を終わります。

座長 どうもありがとうございました。引き続きまして、忠さん、よろしくお願いします。

第3報告

忠 聡（新潟県神林村）

新潟県の忠と申します。稲作を中心にした借地農業を行っております。新たな基本法へ向けて意見を、ということですが、日ごろ非常に不勉強でございまして、資料も全然整理されておりません。吉沢さんから農地問題を発表してくださいましたし、私は担い手、将来農業を担うのはどんな人たちなんだろうという観点から、日ごろ考えていることを若干申し上げたいと思います。

その前に、今回の基本問題調査会の中間取りまとめが既に出ていますが、地域にいて感ずるのは、それが全然話題に上っていないことです。むしろ金融破綻とか、大蔵官僚がどうしたこうしたというようなことが毎日のように新聞やテレビをにぎわしておりまして、食料、農業、農村がどうあればいいかというようなことはほとんど話題に上らない、マスコミにも取り上げられないというのが現実です。当事者である我々も農業新聞等はとっておりますけれども、はっきり言って、稲作であれば、今年の生産調整はどうすればいいんだというような目の前のことにだけに頭が集中しているという現実があるように思います。恐らくこれは国民全体がもう食べるものは満たされていて、慌てて何だこうだなんていうことを考えなくてもいいという、背景があるんじゃないかなと思うんです。そういう状況をどうしたらいいのかなんかということを考えることも必要なんじゃないかな、まずそれを申し上げたかったわけです。

さて、担い手のことですが、中間取りまとめの中では、「次代の農業生産を担う意欲ある農業者にある意味での施策を集中させていったらどうか」という取りまとめがされているようでありますけれども、将来を担う担い手はどういう姿が望ましいのかということになります。ちなみに、配布資料（省略）に

あります「私が農業に関わろうと考えた理由そして、今感じていること」、これは当社に研修に来ている、前年度4月に大学を卒業してきた地元出身の非農家の人間の文章であります。本年度4月には正社員として入社を決めたばかりなんです、彼の当社への期待、そしてその中で彼は感じたことを率直に述べております。ご承知のように他産業から農業に対しての関心が非常に高まっていることは、ある意味では喜ばしいことでもありますし、私たちもそういった意欲のある人を求めているというのも、これまた事実です。

次には、新潟県で農業法人の合同求人説明会を開催した際の際の要綱をそのままコピーしてきております。これは全国段階でも全国就農ガイドセンター、あるいは全国農業法人協会でも東京、大阪で年2回行ってきておりまして、非常に反響といいますか、人気が高まってきたんです。新潟県の場合は12月13日ということで、非常に遅い時期の開催であつたんですが、就職を希望する者五十数名に来ていただきました。人を受け入れたいという法人はわずか12だったんですが、私もその12の中に加えていただきまして、いろいろ来場された方々とお話をしたわけであり

ます。そこに来られた方に対してのアンケートが表3に載っております。現在の職業は、学生が11名、それからサラリーマン、農業従事者、無職・アルバイトで、およそ半分の方は転職を希望されて会場においてになるというわけでありまして、私のブースには8名お見えくださいましたけれども、8割が転職希望者でございました。出身地は県内が中心ですが、県外からも数名の方が見えました。特に県外から来られた方は、東京、大阪はもちろんなんですが、他県で開催される説明会にも顔を出したということで、いろんな情報を集めていたようであります。資料（省略）にはそこに見えられた皆さん方の感想などが書かれ

表3 ニューファーマーズフェア来場者の内訳

		(単位:人)		
		男性	女性	合計
合 計		16	6	22
年 齢 別	10 歳 代	6	1	7
	20 歳 代	4	5	9
	30 歳 代	3		3
	40 歳 代	1		1
	50 歳 以 上	2		2
職 業 別	サラリーマン	5	2	7
	自 営 業			
	学 生	7	4	11
	農業従事者	1		1
農 業 経 験	無職・アルバイト	3		3
	あ り	5		5
	な し	3		3
	体験程度	8	6	14
出 身 地 別	県 内	11	4	15
	東 京 都	2		2
	千 葉 県	1		1
	富 山 県	2	1	3
	秋 田 県		1	1

ていますので、ご覧いただければと思います。

こういったサンプルとしては少ないものなのですが、現実意欲ある農業者をどう育成していくのかという観点に立ちますと、やっぱり今のままのとらえ方というのはちょっと難があるんじゃないかなと思います。どういうことかといいますと、生産に携わる農業経営者、あるいは経営体の体制がまだまだそういった意味では整っていないだろうというように思うわけであります。特に将来を期待される経営体の育成ということで、法人化も含めて政策の中にとらえられているわけでありますけれども、はっきり申し上げて毎年数名、あるいはそれ以上の新しい社員を受け入れていけるという要素は極めて少のうございしますし、特に土地利用型農業、稲作を中心にした農業経営の場合には厳しい状況に置かれているなという感じがいたします。

具体的に、どうしたらいいかということをあえて申し上げるならば、やはり今までのような十把一からげの政策ではなくて、経営的

に農業をとらえてやっていこうとする経営体なり農業経営者と、経営に資する目的で農作物を栽培するという目的のない自給的農家、という区分けが必要ではないかと思っています。私どもが所属する全国農業法人協会の坂本会長がそれを農業のセリーグ、パリーグ化というような言い方をしているんですが、私もやっぱりそういった考え方、差別というのじゃなくて、区分けをしたうえで施策を集中させることがどうしても必要になってくるんじゃないかなと思います。自給的農業が要らないというわけではもちろんありませんが、施策を考える場合にはやはりどうしても区分けすることが必要になってくると考えています。

話が前後しますが、就職説明会に訪れた方々、それから当社に実際に研修に来たり見学に来たりする人たちと話をしてみますと、確かに農業そのものへのあこがれ、魅力というものを彼らなりに持っていることは事実であります。農業以外の会社になく農業の持つ魅力的な部分を求めてきているというのはもちろん事実ですが、(転職希望者もそうなんです)、新しく学校を卒業した若い世代は、やはり農業に安定した収入を求めているのも事実であります。それほど高い収入ではありませんが、普通に暮らせる収入を確保しながら、自然や動物と触れ合いながらできる仕事を求めているんじゃないかと思っています。安定した収入をどう確保するかということになりますと、やはりいきなり自分が経営主になるということではなくて、農業法人のようなところで働くことを選ぶ傾向にあると思います。そうであればなおさら受け入れる側のしっかりと安定した経営ができ得る母体というのがより必要になると思っています。

例えばそういった形態が地域に幾つかできて、そこに他の地域からの人間も含めて人を受け入れるといった場合に、大事なのは、地域の環境、例えば集落であつたりという、そ

ういう周りの環境がそういった人たち、あるいはそういった経営を含めて快く迎え入れる心の準備とといいますか、考え方に立てるかどうかということもあるのではないかなと思います。

午前中のどなたかのお話にありましたが、現在地域農業を支えているのは昭和1けたの皆さん方です。これは確かに事実なんですけど、今後は昭和2けたの人たちが地域農業を支えていかなければならないわけです。現実としてある、地域の特異性みたいな中で、新しいこういうような芽生えてくるものをどういうふうに容認していくかということは、やっぱり一つの大きな課題になっていくんじゃないかなというように思っています。

まとまりのない話でありますけれども、現在の担い手と思われる方々がどんな思いをしているのか、それをどう現場が受けとめていったらいいのだろうかということをちょっと問題提起をさせていただきました。

座長 どうもありがとうございます。続きまして、平野さん、お願いします。

第4報告

平野 正俊（静岡県掛川市）

静岡県掛川市から参りました平野でございます。

掛川市は静岡県の西部に位置し、気候は平均気温 15～16℃と比較的温暖で、年間降水量は 2000 mm です。掛川市は古くからの茶産地で、基幹作物となっており、荒茶の生産量は全国一を誇っています。その他、イチゴ、メロン、バラなどの施設園芸と、水稻があります。私はそういう地域の中で、どちらかというとと異質なキウイフルーツを作っております。資料（省略）に示したように、私は現在、キウイフルーツカントリーJapanという、「体験学習農園」を経営しております。通常、農業経営は作型や面積で評価しますが、その

前に私たちは経営理念を重要視しております。

「伝えよう！ 自然の雄大さ
農業の大切さ
本物の味

共に学ぼう！ 人生の豊かさを」
という理念を掲げております。

この経営理念には二つの大きな柱があります。「伝えよう！」という情報発信と「共に学ぼう！」という共生の柱です。

情報発信をするための、「自然の雄大さ」は、自然と人間との「調和」、突き詰めていくと「命の営み」とは何なのかということ。 「農業の大切さ」では、農業の機能とか役割。私たちがどういう思いで農業に取り組んでいるかということ。そして「本物の味」とは、鮮度と安全性の追求です。

それから、共生のための「人生の豊かさを」ということでは、人と人との出会いというのが非常に大きな影響があり、その出会いや交流そして体験は、価値観や人生観を変化させていきます。私たちはその出会いの場や機会づくりを重視しております。その出会いの中で、例えば農業者と消費者であればそうした中から相互に学び合うということになります。最後はこのような出会いが幸せな家庭づくりにつながることです。

私たちは、経営理念を基軸に農業のもつ役割と機能を最大限に発揮すべく、食料、教育、社会、文化の4分野（19項目）による事業の視点をもって経営をしております。

なぜこういう農業をやり出したかということですが、私の場合、小さなころから、有名な家出少年で、それが家を飛び出して最後はアメリカまで行ってしまって、そうした経験の中から、自分はどう生きていこうか、どういう職業についていこうかという、問題意識の中から意識の目覚めみたいなものがありまして、農業を選択してきました。地域の中で農業をやっている人たちをみると、「なぜ農業か」というときにその答えがなか

なか出てこないわけです。まず職業としてそれを自信と誇りを持ってとらえて、自らが選択してその職業を選び、しかも主体的にそれに取り組んで初めて農業の経営者になれるし、それでないと農業経営者とは言えないんじゃないかと、その答えが私の決断の接点でした。

そういう中で、たまたま出会ったキウイフルーツを導入してキウイの農園づくりをしてきました。当初は生産一辺倒、徹底した経営合理主義追求の経営でした。異端児のような農業者はかえって、農業委員や社会教育委員をさせていただく機会を得ました。それが、実は農業の矛盾や農業の置かれた現状を学ぶ機会に出会ってきたんです。外から農業がどういうふうにとらえられているか。事実が歪められた間違ったとらえ方がされている連続だったわけです。

そこで、私たちは農業経営を通じて、また農業の仲間のみならず、様々な人のつながりを通じて何がやれるか、その行動が、実はこの「体験学習」の農園であります。

農業の現状や山積する課題をとらえたときに戦後50年の歴史的背景は大きいでしょう。資料(省略)をごらん下さい。①は、工業優先の政策の中で農政の方向づけがされていた。これは「農は豊かでは困る？」というような実情が工業優先の中であつたんですね。そうした経済合理主義、農業もそれを追求してきたわけですが、その中から農地と人材を奪い取っていった実情があります。

②は、学校教育の中における農業の位置づけです。小さい頃私は特に勉強嫌いでした。最近こそいつも勉強したいと思っているんですが。学校の先生はいつもこう言いました。

「何々さん、がんばってね、将来学校の先生になれるかもしれないよ」。一生懸命勉強する子供に、「末は博士か大臣か」という言葉はあっても、「一生懸命勉強して優秀な農業者になって、食料を生産して人類のために役立てて下さい」という教育はほとんどありま

せんでした。現在もないに近いわけですが、時には画期的な先生もいることも事実です。

③は、農村施策の中での農業に対する位置づけです。これは農業を評価するときや指導的立場の人が、農業は「だめだ」というような固定観念や否定論から入ることが多く、結論は耐え忍んで頑張れということが多い。具体的にどうしたら良いのか、どのように頑張れ!というのか、答えが返ってこない。つまり、大変、だめだという否定論の中に、未来へのビジョンはやっぱり見出せないのではないかということですね。

④は、農業者自身の農業に対する位置づけです。多くの農業者自身が農業という職業を選択してきたという意識がなく、職業としての農業に自信と誇りが失われつつあるということです。さらには、さまざまなプロジェクト研究に対して、補助金はあるかというように、まず切り口がそういうことに代表される、農協や行政、政策に対する過度の依存体質があつて、これが全く抜け切れない実情があるわけです。農業者の中に知らず知らずのうちに甘えの精神が定着してしまっているということです。

最後に⑤は、閉ざされた農村社会の現状です。私は変わり者で異端児呼ばわりされていましたが、他人の持たない目標を持っていただけです。農村社会は若者や女性の意見が認められないんです。若者や女性が地域の会議に出ると、家を代表していないというような片づけられ方をしてしまつて、発言をする機会すら与えられず、彼らの意見が取り入れられません。こういう閉ざされた農村社会には若者や女性が住みたくないという理由が、私にはよくわかります。

そこで私たちは、資料に掲げてあるような対策をもって臨んでいるわけです。農業、農村の役割を整理するとこのようになるのではないかと。私の農園の資料に掲げてあるいろいろな展開の機能をそのまま合わせてやっ

るわけです。

通常の農業のあり方という、食料の生産機能をどうしていくか、そして次にやるのが、加工とか業種間を超えた産業興しみたいなものやって開発していくというのが今まででのやり方です。それらをさらに進化させていくと、⑬まで掲げてありますが、そこにあるようなことではないかと思います。特にこれから大切だと思っているのが教育機能ですね。農業、農村のフィールドにおいての原体験は素晴らしい教育機能を持ち、時代を生き抜く優れた人材を育成していくのです。

近年、マルチメディア産業に関わったり、パソコン等を活用し、コンピューターなくしては生きられない人々を「コンピューターにぶら下がった猿」だとか言うそうです。その人口は急激に拡大し、その要望や開発には人材としてのエネルギーと能力が必須です。それら、総合能力の源はいかに原体験をしているかだそうです。次代のマルチメディア産業を支えるのは農村と農業なんです。私たちの職業の果たすべき役割というのは非常に大きいのではないかとことです。この⑬まで掲げてある役割と機能は、それぞれ一つずつ確認をしていただければ幸いです。

さて、次にいよいよ「新たな基本法に望む」(表4)ということですが、私も何度も中間取りまとめを、読ませていただきました。

1) その中からどういうことを感じ取ったかを率直に言わせていただきますと、①まずこの中間取りまとめの1ページの「はじめに」は、経緯と総論的方向性や趣旨であると思います。その最後の文章をごらん下さい。「本調査会としては、諸制度の抜本的な見直しを含む具体的な政策全般にわたる改革の方法について検討を行っていくこととしたい」。

この中からは意気込みが感じられないわけなんですね。本気でやる気があるのかどうか、伝わるものというのがない。ここにもっと意気込みを伝えてくるようなインパクトが欲し

いわけです。

続いて②の国際貢献。国際貢献で何だろう。これは今まで1粒たりとも米は入れさせないという、そういうスローガンのもとに基本法も展開してきたわけです。国際貢献を逆にやってしまうと日本の農業はどうなっていくのだろうか。でも、やっぱり地球というフィールドの中で一緒に成長していかなくやならないことも事実なわけなんですね。その矛盾をどうとらえてどういうふう国際間でつながりを持っていくか。ですから、これはどちらかという、貢献をするというよりも農業者や農村がネットワークをして連帯をし、地球の上で共生していく、そういう視点がないとならないのではないだろうかということ強く感じます。

それから③には、具体的な対策の欠如、これについてはその方向性、目標、それから数値についてさらなる追求が必要であろう、と強く感じます。

そして④、この基本法が新たに完成したときにそれをどのように告知し、具体的に生かしていくのかということですね。これは後ほどまた少し突っ込んで述べさせていただきます。

次に2)として農の持つ教育的視点から、これももっと全面的に私は出させていただきたいと強く感じます。①そして、その教育的視点の理解と協力が今さらながらにというか、さらに必要だということは、現代社会現象や社会背景の中で強く感じています。特に②の命の教育、心の教育、それからそうしたものを通じてこそできる進路を含め将来への個々の人生選択というのが、農業体験を行うことによりできるのではないのでしょうか。青少年のみならず、農業、農村に学び、人間生きていく上での基本にかえる必要があるのです。

人類全体が農を接点に生き返る必要があります。③教育者への教育を初めとする各界、各年代層への農業教育の必要性ということ

表4 新たなる基本法への要望（平野報告）

- 1) 中間とりまとめから
 - ①主旨から感ずる、本気でやる意気込みの欠如。
 - ②国際貢献→国際農村ネットワークによる連帯・共生。
 - ③具体的対策の欠如（方向性、目標、数値）。
 - ④完成した基本法をどの様に告知し、具体的に生かしていくのか。
- 2) 農の持つ教育的視点から！
 - ①「食料・農業・農村を考える基本的な視点」からの教育の必要性。理解と協力。
 - ②命の教育、心の教育。人生選択。
 - ③教育者への教育をはじめ、各界各年代層への農業教育。
 - ④人材の育成。
- 3) 土地利用について
 - ①乱れた土地利用の現状は未来の地球と人類を滅ぼす。
 - ②農地の不正使用に対する対策の見直し。
- 4) 人材の育成
 - ①体験学習機会の支援。
 - ②高齢者の活用。
- 5) 規制の見直し（各省庁との連携と合理化による行政改革）
 - ①農産物加工食品等の保健衛生指導及び管理を農政局及び農林事務所単位で行う。
 - ②ワイン及び酒の本来農産加工品である分野は積極的に醸造の認可と推進をはかる。
 - ③ワイン及び酒の農産加工品の販売の認可と推進。
- 6) ネットワークと情報発信能力の向上（新たな基本法を生かすために）
 - ①農業政策・課題や方向性に対する現状と意見の集約。
 - ②業界内部に対しての徹底。
 - ③外部に向かっての情報発信の追求（役割と機能の認識・理解と協力のお願い）。
- 7) 関連事業への支援
 - ①食料・農業・農村の理解・推進・活性に結びつく非政府組織事業（NGO）や非営利団体事業（NPO）に対する積極的な後援、協力、支援。

思います。先般もマルチメディア産業の最先端に行くある企業の社会貢献会議で出ていたんです。参加者の中から実行委員役の世話人がいて、2泊3日でテーマにそった議論をしあう会議です。各界からの優秀なリーダー40名余りが集まる大変価値のある大会です。ところが、その将来の日本を担うリーダーが、農業、農村をほんの側面でしかとらえていないし、経済的視点からは農業はお荷物で人類の中で少数民族ぐらいにしかとらえられていないのです。

3)の土地利用、乱れた土地利用の現状というのは、未来の人類を滅ぼす可能性がある。これは、先にも触れた、土地と人材を農村から奪い取ってきていることが相変わらずの現状です。いくら農地法があっても今後農業を効率よくやれる環境を維持していくことはできません。個々の農業者やその集落だけの体制や対応では環境維持はできません。私たちの静岡県では特にそういうことを感じます。

それから3)の②の農地の不正使用に対する対策の見直し、これは①とも絡んでいるんですが、そこの中でどうしていくのか。農業委員をやっていたことがあります、いつも不正をやる人は決まっているんですね。不正を指摘し「今後再び不正はしません」という始末書や、呼び出し厳重注意を行い、もちろん中には不正使用に対して農地に回復というようなことはあります。けれども全く効果はないですね。ただ単に、事務的に始末書を書いてそこに謝りに来ればいいじゃないか。そういう業者は帰りにべろっと舌を出しているわけですね。私たち業界は不正の上に成り立っていると公然と言う不屈き者までいる始末です。それで済ませてしまうというのがどうもよくないと思っております。

4)は、人材の育成です。①体験学習の機会の支援はもっともっと機会がなければいけないし、こうした事業がなかなか経済に結びつかないというところがあります。だからどう

するかというのは、まず理解と協力が必要なのわけですが、そうした意味での支援ですね。

それから②高齢者の活用、私のところでもパートさんが主体で多いときは20人ぐらいが働いているんですが、体験学習のインストラクターをやっていただくと、わら草履をつくったり、リースの教室とかをやると非常に輝きます。老人の問題、高齢化の問題というのは本当に大事な問題で大変な状況を迎えていますし、これから団塊の世代が退職を迎えるともっとすごい時代が来るわけですから、60歳に達すると経営移譲をし、農業者もリタイアし農業者年金という指導がありますが、60歳からの起業、そういう展開や指導も今後は必要ではないかと思います。まだ働かせるのではなく、社会のためになり生き生きといかせる場があるということなのです。

5)の規制の見直しという点では、①各省庁との連携、合理化による行政改革が必要である。本来農業であるという部分がほかのところで管理指導されている現状がずいぶん見られます。例えば食品衛生の指導等、保健所と農林事務所と両方でやっていっているわけですが、結果的に振興を妨げたり、互いの意思疎通がうまくいかず苦勞します。やはり農林事務所単位だとか、農政局サイドの中からもっと指導していくといいのではないかと思います。

それから②ワインとか酒、これは私たちも仲間で加工を依頼してつくっているわけですが、ここに対する超保守的な施策といえますか、そういう中で今大蔵省の管轄であるわけですが、本来ワインや酒というのは、やればやるほど農産の加工品であると私たちは思うんですね。ですから、醸造の許可をもっと農林サイドで認可とか推進を図るべきではないだろうか。販売においても同じようなことが言えると思います。

6)は、ネットワークと情報発信の能力の向上。先ほど忠さんからその懸念が出てきま

したが、なかなか現場に伝わっていないところがあります。今度の基本法の見直しについても農林水産省でも窓を開いてくださってEメールの窓口を設けていただいた。ところが、現場に行ってみて、市町村の行政でも県の職員に聞いてみても、そういうことをやっていることを知らないんです。知っているのはパソコンおたくと新興宗教の一部みたいな人、これではいけないわけですね。どこに向かって情報が流れているのか、ごちゃごちゃしています。本来はやっぱりそれを知りたいわけですよ。それを本当にうまく告知ができて、そこから吸収していただければ、本当のいい意見が入ってくるのではないと思うわけです。そしてこれこそが本物の新たな基本法ができ上がってくると思います。忠さんも言っていました、今までそれに対する期待がないわけですから、これができたらこれを内部と外部に向かっていかにうまく情報を出していくか、そして生かしていくかということが何よりも大事ななと思います。

7) 関連事業への支援の必要性です。食料、農業、農村の理解推進とか活性化は重要です。それを推進するのは、政府や地方行政のみならず、農業者自身も最大限の努力が必要です。NGOやNPOに代表されるような民間組織の展開も大きな役割や機能を果たしていくわけで、それに対する例えば推進、協力とか支援をどんどんやっていく必要があるのではないかなと思います。

私たちが「体験学習農園を育てる会」で、自然と農業の芸術祭というのをやっていますが、これは県のご後援をいただくだけでも実は5年間かかったんですね。毎年挑戦をしては据え置かれた。何も補助金をよこせとかなんか言っているわけじゃないんですよ。そこにこういう事業を支援する、協力している公的認知が欲しいわけなんです。ですから、そういう意味での支援や協力をぜひお願いしたいと思います。

本来農業をしていく、農村を支えていく環境というのは、政策的にきちっとつくられるべきだと私たちはとらえております。そういう意味でその力が問われているときでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

座長 どうもありがとうございました。それでは山口さん、お願いいたします。

第5報告

山口 伸（愛知県安城市）

山口でございます。私の場合は、愛知県の安城でいわゆる請負耕作、今の営農組合をやっておりました。現在は全部オール2世がやっておりますが、耕作面積が大体200ha、そして最近の転作絡みで転作地の麦作を含めると350haぐらいになっております。安城の場合は、土地改良が99%終わっておりますので、ほとんど基盤整備ができたといつて結構だと思います。現在は営農組合自身が畦抜き運動と申しまして、1枚をいわゆる1haから2haぐらいの大きさにしようとして努力しておるような状態でして、これは大きな機械でやりますのでそれほど苦痛じゃございませんが、そういうような状態で今現在は農業が進んでおるわけです。

特に申し上げておきたいのは、いわゆる調整対策水田面積の配分が非常に遅いということです。今年は12月18日に最終配分が来ましたが、その前に仮配分をもって麦を播かないと麦の収量はゼロになってしまうので、現在、水田の50%に麦がまかれています。愛知県地方では大体11月から12月中旬までに麦をまかざるを得ないので、12月18日に割り当てが来たのでは困るわけです。だから、水田面積3267.1haの中で1522haも麦をまいちゃったということです。行政の生産調整配分が非常に遅いことが現場の者には非常に苦痛なんですね。そして正式に配分が来たのが

1371haですので、150 haほど麦をまき過ぎちゃったということになっています。安城の場合は、行政が非常に楽をしているのは、各集落にそれぞれ営農組合をつくってまいりましたので、受け皿は全部営農組合でして、麦の99%は営農組合がまいているということでございます。

そういう状態で安城地方の農業が進んでおるわけですが、イチジクとかキュウリとかイチゴとかナシの場合は、転作絡みで植えられてきたんですが、5年経過しますと、これは永年作物ということで転作の対象にならなくなる。例えば100haのイチジクやキュウリのハウスができますと、5年経過しますと、また新たに転作をするということで、全面積の5割近くが転作をしておる格好になって、水田がなくなってくるということなんですね。非常に忠実にまじめにやっておりますが、米価は昭和60年と比較して15%低下していますが、うちの営農組合では、2億数千万円の売り上げの中で15%ダウンしますと、必要経費はほとんど減らないので所得がそれだけ減っちゃうということですから、これは大変な所得の減少になるわけですね。それかといって自助努力で収量を上げることは、既に飽和点に来ております。できるだけ努力していますが、収量にしても必要経費にしても、限界に近づいていると思われます。

転作絡みの中でイチジクの栽培が盛んになりまして、（安城市、碧南市、刈谷市、高浜市、知立市と五つの市の農協が合併して、あいち中央農協がスタートしておりますが）、あいち中央農協のイチジクの生産高が、現在日本一ということであります。これにつきましては、成果が上がっております、大体10a当たり100～180万円ぐらいの収入がございますので、年寄りや婦人の仕事には向いておるかと思います。そのかわり委託の田んぼは全部営農組合に任せてほしいということに進んできました。これにつきましては、

ずっと後になって、借り手農家は市の認定を受けなくちゃならないという制度をつくったわけでして、優良農地を守っていくということと、やたらに競争をさせないということなんですが、耕種農業、米、麦、大豆をつくる農家は水田面積35haに1人ということで経営基盤強化促進事業利用権取得者認定制度ということで決めておるわけですが、ここで決められた一つの認定者が耕種農業をやっております。

それから、現在、認定を受けた農家が稲作をしておりますがその内訳は、20歳代が5人、30歳代が18人、40歳代が42人、50歳代が38人、60歳代が24人、70歳代が3人となっております。この中で満65歳以上の認定者については、それ以後新しい権利を与えないことにしております。できれば60歳以上は農業をやめていただきたい。そういうことで、うちの営農組合は50歳定年制をしておりますので、息子にそのまま法人の理事を受け継いでいただくということで、現在は全部息子がやっておるわけです。考えてみますと1000万円以上の農機具を使っておりますが、まず50歳を超えますと運動神経が非常に鈍くて、トラクターを扱うのもコンピューターで制御しておりますので、そういう点でも無理なんですよ、それを考えまして50歳定年制をしいておるわけです。

息子が農業を継がない場合には、農業を志向する人を採用していこうということでございます。一つの公社的な考えを持てばいいんじゃないかと思っております。こちら辺が大事なところでございまして、おやじが60歳を過ぎてもまだ農業にしがみついておりますのは後継者はできない。後継者をつくるにはおやじが早く身を引くこととございます。そういうことが一番大事でございます。この辺が忘れられていて、兼業農家の指導と申しますか、そういう点でもう少し考えたいところがございます。そういうようないわゆる利用

権取得者認定制度というものを安城は設けております。

それから、農協を含めて、行政も入りまして、いわゆる集落農場というものを考えていて、第2期に入っております。第2次集落農場というのを安城はやっておるわけですが、専業農家はやりがいのある農業を確立する。農業所得は1000万円以上を実現。そして、労働時間は年間2000時間以内、そういうのが専業農家。それから兼業農家は、楽しみ農業とか生きがい農業ということで、稲作の赤字経営を避けて全部委託しまして、婦人や高齢者がナシとかイチジクを栽培して、いわゆる副収入を得ていくという指導をしておるわけです。その結果がそれぞれの栽培面積になっておりますが、そういうようなことで、施設園芸においては愛知県内第2位ということで、施設園芸も増えております。

それから、農業を委託するには、各農協の窓口で簡単にできるようにというシステムをやっているわけです。

ちょっと話が飛びますが、僕の持論として市場原理の活用ということは、かなり慎重に考えないと大変なことになるだろうと思っております。食料、農業、農村というタイトルを掲げておりますが、食料を確保することは大変なことですが、先ほども話が出ましたように、農業を支えておるのは昭和1けたの農民でして、既に70歳前後になっておる。これは21世紀にはほとんど亡くなってしまう人たちですから、この人たちが亡くなった時点で農業というものはどうなるか、これは大変なことだと思います。それではそれからという考えではだめなんでして、意欲のある若者を育てていこうなんていっても、今意欲のある若者はございません。農業のあり方を見ておって、興味のある若者は幾らでもおりますが、興味のある者は必ずしも意欲があるとは考えられないですね。やはり収入が伴わない職業は、やりませんですね。特に

平地の東海地方で周囲の人たちの所得を見ておりますと、例えば銀行では30代で既に年収1000万円というような人たちがおるわけです。そういうのを見ておりますから、1000万円以下の農業ではついてこないということは明らかであります。それから農業の市場原理なんです、食料、口に入るものに関してはある程度国が保護していかないとやり手なくなるわけですし、これが基本法の中で一番大事なことだと思います。しかし非食料、つまり口に入るものでないものは市場原理を活用していくことは大事だと思います。

もっと大事なことは、転作地が全国的に4割を超す事態になったということで、転作地の中でほかの畑作農家とか施設農家の邪魔になるような農業をやらない方がいいんじゃないか。これは僕は常に思っているわけです。そうすると麦や大豆をまいて、必要最低限の面積だけ美田を残していこうという考えじゃないと大変だと思います。今年は営農組合でキャベツをつくりました。営農組合では機械で植えますので、1日に2haぐらいのキャベツを植えちゃうんです。そしてキャベツがトラクターで踏み込まなければいかんような状態になっておるわけです。営農組合の場合はいわゆる主幹作物じゃないんですから、トラクターで踏み込んでも次の緑肥になればよろしいのですが、畑作農家は大変なことになるわけです。渥美郡あたりのキャベツ畑を見ますと、真っ白に見えるのはキャベツが一緒に打ち込まれておるためです。

そうしてみますと、転作地でそういう野菜をつくったり、果樹を植えたり、施設園芸をやりますと、専業農家の畑作とか施設農家が全滅するわけです。転作絡みで農家が全滅するということは、これは考えておかんと大変なことになると思います。ですから、できれば政府が保護している麦、大豆等で転作を埋めていこうという姿勢が必要だと思います。農水省が発表した消費者の調査だろうと思い

ますが、将来の我が国食料事情について不安ですかという問いに、71 %が不安だと言っております。それから、外国より高くても生産コストを下げながら国内でつくる方がよいが83 %占めています。これらの国民のニーズに合った農業を考えないと、まるきり逆の方向へどんどん進んでいってしまうと思います。

先ほど、村づくりは人づくりだという声が出ておりましたが、そのとおりです。人づくりができなければ村ができるわけがないんです。だから、村づくりをまず最初に持っていくのはおかしいんです。人づくりをしてから村ができるわけで、村にしる農業の経営にしる全部人がやっているんですから、人づくりを忘れたということは大変なことだと思います。これは指導者の責任もございますが、よく考えたいと思います。

それから村精神というものが全国的に消えたという。もう既に村ではない。助け合いとか、手間借りとか、「ゆい」という言葉がございまして。隣が火事だったらみんなしてその火事を消したり片づけたりするとか、家を建てるときにはみんなして家を建ててやるとか、隣が交通事故でおやじが死んだら田植えは村じゅうでやってやる。こういうものが一切消えまして、「ああ、死にやがったか」というように、村の中の空気が利己的になってきております。もう1度この村精神とか、自然を大事にしていくような、そういうことを考えないといけません。午前中に農業大学の先生が話をしていましたが、やはりメダカが泳ぎ、ホタルが飛ぶという、この里は農家だけがつくるんじゃないんです。国がつくらなくてはしようもないわけです。そういう環境保護とか自然保護というのは農家が参加しながら国がつくっていくという、こういう考えがないと大自然は壊れていくと思います。村精神を見返していこう、ということとです。

最後に、安城市が今回4月29日にオープンしましたデンパーク、これは農業公園でございます。「駐村研究員だより」（『農総研季報』No.37）にも書きましたが、デンパークという名前は、デンマーク、日本のデンマークと言われた安城です。そのデンマークと姉妹提携を結びまして、許可を得てデンパークという名前をつけてやっております。これは4月29日から先月終わりまでに100万人を超しまして120万人という入場者がございました。180日で100万人を超すと、驚きというより大変なことなんでして、やはり日本人は物見高いと申しますか、そういうようなところがございまして。安城の場合は、デンパークをつくってそこで花を売ったり、農作物、生産物を売って、人を使っていこうということとでつくったわけです。現在100人余のパートが入っております。これは草が生えるから草を取ったりいろんなことで働いています。職員も30人ぐらいおります。公園の中の14haの花の植えかえは700万円かけてやる。これは農家はその花をつくるから農家の収入にもなるんだろうということです。それから大きな大温室、東洋一の花の温室を作りました。この温室の中の花は年間の予算で500万円をかけて植えかえをするということです。この間、評議員会がございまして、僕も評議員に入っておりますので、もうかり過ぎて補正予算を組んでおりますが、この辺も問題でして、現在の入場者数は7割は一過性だろうと思いますので、その3年先が危ぶまれます。3年先に向かってもっともっと研究をしていかねばならんだろうと思います。

以上、継ぎはぎの話になりましたが、ここで述べたようなことも参考にして、農業基本法を考え直していただきたいと思うわけです。立派な基本法で日本の農業が栄えるようなものをひとつ考えていただきたい、かように思います。

以上でございます。

座長 どうもありがとうございました。以上、5名の方にご報告をいただきました。中川さんにもご報告していただく予定ですが、まだお見えになっていないようです。5名の方のご報告と、関連する資料につきまして技術的な質問についてお受けしたいと思います。

宇根（駐村研究員） 福岡県の宇根です。平野さんにもう少し詳しく説明してほしいんですが。農業が教育的だとか、農業の中にある教育力とか、そういう主張なんですけれども、何で農業だけがそんなに教育的で農業だけが教育力があるのか。必ずしも農業だけということではないんでしょうが、特に農業にそういうのを見出しておられる、感じ取っておられる、その辺の説明をもう少し詳しくお願いします。

平野 宇根さんが言ったように、どんな産業においてもやはり人を育てる、つくり上げていくという力はあろうかと思うんですね。ところが、農業が持つ特質というのは、例えば草であれ動物であれ、みな命があると思うんですね。そして、自然の摂理という部分なんかでは非常に大きな力を発揮すると思いますね。自然の摂理というのは何なのかというのは言うまでもないわけですが、新しい命が生まれてそれがなくなっていくその仕組み、繰り返していくその摂理といいますか、そうした中ですね。そこで、我々はどう生きればいいのかということを、その繰り返しの中からいつも言っていると思うんですね。例えば今日私はスーツを着ているし、ネクタイをしているんですが、その世界の中ではやっぱり裸と裸のつき合いといいますか、もっと率直な人間とその相対するもの、自然の力、摂理、そうしたところとの接点があるのです。そこを突き詰めるとそこにあるものは、人間が生きていく上での総合知識と出会ってくるのではないかなということを思います。総合知識とは、例えば「元気よく、活力を持って、せつかくの人生だから生き生きと生きよう」

とか、そういう視点に代表されると思います。ですから、その中ではある意味で努力とか忍耐であるとか、自然環境や人間社会の中でどのように生きぬいていかなければならないだろうかというような判断力や、方法論が、そういうところに農業・農村の教育力を見出せる部分があるのではないのでしょうか。今までは人間教育の中で農業教育ということは余りに弱かったですから、その現況と視点をご理解いただけますでしょうか。

後藤（駐村研究員） 宮城県の後藤です。忠さんにお伺いしたいと思います。認定農業者制度が設立されて何年かたちましたが、認定農家のなかには将来的な展望を夢見まして、かなりその方向に向けて、動いた青年もおりますが、現実とのギャップ、あるいは本当に認定農業者を育成しようとしているような形がなかなか見えない現状ですね。では何がその要因として挙げられるのかなと思います。行政は行政サイドでいろんなプランを立てる。あるいはその地域の中でも我々は認定農家制度の方向からいろいろ検討していますが、何かどこかがかみ合わない。我々の地域が特異性があるのかなと考えることもありますが、なぜ認定農家制度がうまく機能していないのかを、常日ごろ考えておりますので、これに関連してご意見をいただきたいと思います。

忠 現在で言う担い手の位置づけを認定農業者という形でいただいているわけなんです。私も後藤さんと同じ悩みを抱えております。いろんな要因が考えられると思うんですが、私はまず認定を受けた自分たち自身に問題があるんじゃないかなと思うんです。というのは、認定農業者になればスーパーL資金がありますよ、S資金がありますよというようなことだけのために認定を受けてしまった、あるいは認定を与えられてしまったというような現実。それから各市町村が農業の構想を描いているわけなんです。うちの村でいいますと、実質 1800 ha の水田面積の中に 120

名の認定農業者がおりますが、この120名がほとんど水稻の経営規模拡大をねらっています。全部足したら、1800 haを相当超えているんじゃないかなと思います。その認定する側の考え方、これも果たしてどうなのかなという気がします。私どもはそんなことを言っただけしょうがないので、とりあえずは認定農業者会議を村内で組織しまして、いろんな問題を逆に行政に提案していこうとしております。具体的には、まずはほとんどの認定農業者が借地による経営規模の拡大を図っているんですけども、私どもの地域は非常に小作料が高い。加えて昨年は米価が非常に落ち込んだということで、まず小作料を見直していただきたいと認定農業者会議の名前で要望いたしました。そうしたところ、私どもの村は年度内に標準小作料審議会を開催して、平成10年8月までに回答を出そうという返答をいただきました。

それから、たまたま農業委員会の改選が昨年の11月にあったんですが、これは結果的には実現しなかったんですけども、認定農業者会議の中から議会推薦枠を1人欲しいということも正式に要望しました。認定をする上での、あるいは認定を受ける上での課題もいろいろありますが、自分たちで新たな提案、提言を地域に対して起こしていく、そんな動きをしているところであります。

後藤（駐村研究員） 標準小作料は、うちの方でもかなり大きな問題となっております。10 a当たりの小作料は3万5000円から3万7000円で、それに転作がかみ合ってくる。それから土地改良区費の特別付加金まで受託者の方で云々ということで出したんだけど、3年に1度の見直し期間があるから少し我慢しろやというようなことでございましたので、今その設定に関してかなりあつれきがありました。

座長 その辺の話は多分後段の意見交換の中で議論になろうかと思いますが、そのと

きにフロアの皆さんも含めて意見を出していただくという形にさせていただいてよろしいでしょうか。

ほかに、技術的なご質問等ございますでしょうか。

田畑（農業総合研究所） 忠さんにお聞きします。農業法人が新規就農の受け皿として最近注目されるようになって、農業法人の合同説明会がいろんなレベルでやられて、新潟でも今日ご紹介があったように大分盛会のようなのですが、受け入れる農業法人の立場から、特に農外からの農業法人への新規参入をどういう形で位置づけているのか、どういう期待をもって就農してもらおうとしているのか、その辺のところをご説明いただければと思います。

忠 正直申し上げて、端的に言えばまず一つは労働力です。そう言ってしまうと相手に失礼ですが、それが要因の中の一つにあることは確かです。

もう一つは、大概の生まれたばかりの法人というのは、その創業者たちで、割と長く進みます。いよいよある程度経営が安定してくる、もっと拡大したいというときに人間を必要としてくるわけなんです。自分たちがそれまでやってきた既成概念、固定観念みたいなものを、外部から人を受け入れることによって、ちょっと頭の転換を図りたい。内部の空気を変えていきたいというような期待を持っております。それから自分たちが持っていない、例えば流通ですとか加工ですとか、別な分野のノウハウ、そういったものも得たい、そういう要望はあると思います。

高橋（日本大学教授、農業総合研究所専門委員） 野田さんに一言。農業後継者はどういうふうになっているのか。200戸ぐらいの酪農家の後継者がどうなっているか。

それから山口さんにお伺いしたいんですが、集落というものが、村が随分崩れてきているということでございますが、農用地利用改善

組合というものがございますね。その機能もあわせて崩れつつあるのかどうか。と申しますのは、恐らく兼業農家がイチジクをつくる、それから耕種農家は米麦をつくるという場合に、当然土地利用計画というものがその前になければいけない。それを行うのが農用地利用改善組合だろうと思うんですが、その機能が、さっきのお話のように村の精神がだんだんなくなって崩れてくると機能しなくなり、全体のシステムが壊れてしまうのではないかという懸念があるんですが、その辺教えていただきたい。

野田 220戸の集団ですけれども、私どもは10%か15%くらいが後継者がいないと見えています。これは現在50歳代の後半くらいの方たちで後継者を置いていない人たちです。彼らは10年くらい後にリタイアすると思っています。

後継者がいるかどうかという調査をしますと、まだ決めていないという人が多いんですけれども、それは経営の中心になっているのが30歳代から50歳代くらいの間の人たちが多いので、まだ中学生とか高校生だとかという段階で置いていないということです。通常の後継者といいますか、高校を卒業して家業に就いているかいないかという中でいくと、ほぼ90%以上はそういう意味では家業を継いでおります。私どもは10%か15%くらいのリタイアする方たちの跡地利用のために農外の人たちを招聘して、3年くらいかけて後継者をつくるというか就農できるようなトレーニング牧場をつくって、毎年1件か2件、1組か2組くらいずつ就農させられるような準備の農場をつくっております。これらを含めて10年くらいの間に12、3人、新たに就農させています。

山口 お答えになるかどうかわかりませんが、安城では、この利用改善組合というものが各集落にできまして、これがいわゆるコントロールをしているわけですが、今までのよ

うに例えば村じゅうの人が田植えが終わったり稲刈りが終わって、いわゆる農休みというものがあるが昔はございまして、それからお日待ちとか言ういろいろなものがございまして。こういうものは全部消えていったわけですね。祭りに絡む一つの郷土芸能的なものというの、これは商工会議所の方から補助金をもらって、今復活しておりますので、中学生とか小学生あたりに、神楽とかいわゆる棒の手とか、三河万歳とかいろいろなことを教えております。これは農業とは違う、全般的に見て商工会議所が音頭をとっておるわけです。農業の方は、いわゆる行政は農務課を通じて利用改善組合をつくって各集落ごとにやっているわけです。この利用改善組合が上からおりてきた、例えば転作面積を割り当てる。転作面積の割り振りについて一言も文句は出ておりません。そのまま営農組合が引き受けて転作をやっている、こういう状態でございます。

それから、村精神というものは、やはり農用地利用推進組合が新しい形の村づくりというものを始めてきております。そういうこととか、全体の農業の一つの指導的な立場をこれがやっていく。例えば今60haぐらいの面積にわたってヘリコプターで種をまくということも、これは2日か3日でみんな終わっちゃうわけですが、こういうことも利用改善組合の仕事でして、それを引き受けてやっているのが営農組合です。

僕の考え方で、営農組合をつくって25年になりますが、各集落1営農組合ということでやってきております。面積の少ない集落に関しては集落を超えて5集落ぐらいで一つ、作っています。営農組合の目標としては、最低100haを一つの単位として5名でやっていると考えております。これはそれほど難しいことではございませんので、現在うちの営農組合の若い衆たちが土曜、日曜休みのいわゆるサラリーマン的な農業をやっておるわけ

です。月曜～金曜の8時から5時まで、土曜、日曜休みでやっておりますが、結構やっていけるということですね。それにはかなり立派な農機具が入っています。農機具の方はどんどん進んでおりまして、一般農家では買えないような、非常に能力の高い農機具が出ておりますから、稲刈りなんかは自動運転した方が真っすぐ刈っていくんです。人間がたまに運転しますと畝を間違えちゃうということで、高さ5cmにセットしておけば全部5cmで刈っていってしまうんです。そんなセンサーの入ったいわゆるコンバインが出来ておりますので。これは全部国産でございます。今どきは国産の方がはるかに優秀でして、今までの骸骨のような外国製は倉庫に眠っております。

こういう状態でしてかなり変わってきているのです。だから、利用改善組合が今度は力を出して、新しい村づくりをやっているかなきゃならんと、かように思っております。そういう点で、我々は農協の尻をひっぱたいて一生懸命農協を利用してやっていこうということを考えておるわけです。全国的に農協が合併して無気力になって、サラリーマンになりかわっちゃった農協が多いんですが、これをもう1度我々の力で利用していかねばならないと思う。もしそれが農協の方で受け入れられないなら独立してでもやっていっちゃおう、このぐらいの勢いを持っております。だから、農協が頭を下げて頼みに来ますので、何とか農協を助けてやっていこうと、考えております。

3. 意見交換

座長(両角) 座長交替致します。これから、討論に入りたいと思います。

皆さん方、これは十分ご承知のことだと思いますが、新基本法の間取りまとめが今年の12月に出まして、今年の8月ごろ最終答申が出て法制化に向けて動き出す予定になっています。その取りまとめの内容はご紹介するまでもありませんが、基本的な今後の方針として一応七つぐらい挙げられております。その一つが、国民の生命と健康を守る食料安全保障政策の確立。つまり、自給とかをこれからどうしていくかというのが一つの論点ですね。第2に、次世代に向けた農業構造の変革。つまり、担い手をどうするかという問題です。3番目に、市場原理の活用と経営の安定。つまり、市場原理でいかにざるを得ないけれどもというか、ある意味では、市場原理を迫りながら、そこでどうやって保護していくかという問題です。4番目に、中山間問題ですね。5番目に、農村地域をどうするかという問題

です。第6番目に環境ですね。環境と調和する持続的な生産の推進。7番目に、食料、農業分野における主体的、積極的な国際貢献、国際問題ですね。

このような七つの柱がありまして、これを頭に置きながら先ほどのお話を伺っていますと、大体これに沿ったようなご報告をいただいたと思います。ただ、一つだけ、中山間問題はご報告された方の関係であり触れられなかったと思いますが、農村社会をどうするかということではそれなりにご提言があり、こういう問題に触れていただいたと思います。

今度の新政策の一つのおもしろさというか、食料と農村地域を盾にして農業を守る、こういう言い方をしている私の友人がおります。つまり食料から地域まで非常に広く政策の対象にしているというのが今回の新基本法の構想だと思いますが、議論の範囲が非常に広いんですね。ただ、それぞれ重要な問題ですので、今日の方針としては、なるべく多くの議

論をして、いろいろな論点を引き出しただけであればありがたいと思います。

前置きが長くなりましたが、先ほどの話を伺って、こういうことが言われたなということを簡単に申し上げます。一つは、野田さんから、今後における不安といいますか、生産がどうなるのか、生産調整がどうなるのか、ひいては自給がどうなるのか、こういうような問題ですね。つまり、安全で安定的な食料の供給という側面の問題として、特に酪農の生産調整のお話がありました。野田さんからは、どういう技術で今後の農業を考えていくのかという技術論の話がありました。。これは重要な問題提起だと思います。それから、コストの半分ぐらいを農協が供給していることをふまえて、農協のあり方をどうするか。ほかの方からも農協についてご議論があったと思います。

吉沢さんからは、土地の問題、株式会社の問題がだされました。これも非常に重要な問題で、特にリースでやったら、国が介入したらというご提言もありました。

忠さんと山口さんから担い手問題のお話がありました。特に忠さんからは、若い担い手、農業者を入れるとしても、それを受け入れる体制があるのかどうか問題ではないかというご指摘。山口さんからは、営農組合ですか、利用権取得を限定して担い手を確定していくというようなことをやっているというお話がありました。

もう一つは環境問題ですね。これは野田さんや吉沢さんからお話がありました。この辺もどう議論していくか、細かいことはちょっと省略いたします。

山口さんや平野さんから村づくり、人づくり、教育にかかわるお話がありました。まさに環境と村づくりとは非常に関係していると思いますが、そういう地域の問題をどうするのか。

山口さんから非常に明快な提案がありまし

た。少なくとも口に入れるものは市場原理に向かない。これをどうするのか、この辺を議論しない限り、担い手問題も解決しないという鋭い問題提起だと思います。市場原理、ないしは効率主義か、そうでないのかという選択も、今回の新基本法の中では議論があつて、両論併記になっているわけですが、その辺の問題ですね。

平野さんから、国際貢献というか、むしろ国際的な共生ではないか、ネットワークないしは共生を考えるべきじゃないかという問題提起もありました。

皆様方のご発言を全部まとめたわけではありませんけれども、以上のような論点が出されたと思います。

あと1時間しかございませんので、論点をもうちょっと絞りまして、1点目は、生産調整ないしは今後の食料の供給、安全保障の問題。野田さんが出された酪農の生産調整も絡めて、この辺の問題をどうしていくのか。端的に言えば自給をどうするのか、この辺でひとつ議論をしたい。2番目には土地の問題ですね。これは株式会社を中心にして、土地の流動化も含めて土地をどういうふうと考えていくのか、農地をどうするのか。3点目は担い手問題ですね。

4点目は、環境問題と村づくりは本当は分けて議論した方がいいと思いますが、地域の問題ということで、村づくりないしは環境の問題を一つの柱にしたいと思います。5番目に市場原理の問題。この五つを（それぞれ15分ぐらいに限定せざるを得ませんが）、なるべく効率的に1人2、3分で、この点についてはこういう問題があるというようなことで議論していただきたいと思います。今日は、報告者以外にも駐村研究員の方々に来ていただいていますので、駐村研究員の方々にも議論に参加していただきたいと思います。

食料の安全保障、食料自給率

座長 食料の問題、食料安全保障というか自給の問題について議論をしていただけたらと思います。

宇根（駐村研究員） 国の農政をやる場合、自給率がすごく議論になるんですよ。新農基法に対する対案もいろんなところから出てきていますけれども、自給って果たして何なのかを再検討すべきだと思います。いくら国の自給率を定めたところで、百姓の家も含めて日本人の食卓の自給率はもう低下の一途をたどっているわけですよ。そこに対する歯どめをかけ切らないでおって、国の自給率を定めてもやっぱり無理だ。つまり今までの農政では、食卓の自給率の低下に歯どめをかけられないのですよね。ではどうやったらかけられるのかということですが、これを国家レベルでいくら目標を定めて歯どめをかけようとしても、WTO体制のもとではなかなかしんどいですよね。であれば、個人の食卓のレベルでちゃんと再出発するしかないんじゃないか。これは新農基法全体の構造にも言えるのではないかなと思うんですね。

新農基法の議論が極めて低調な原因の一つは、また国から地域へおろしてくるような農政をつくってもしようがないんじゃないかということだと思います。減反問題に象徴されるように、もう上からおりてくるのは懲り懲りだ。そうじゃなくて、生き生きしているいろんな活動というのは、地域で、ある意味では農政と無縁なところで意外と頑張っているのがいっぱいあるわけですよ。ですから、新しい農基法ができるとすれば、上から下におりてくるような構造を持った、そういう理念を持った農基法ではもう白けて、みんな、多分ただ聞くだけで終わってしまうと思うんですね。そうではなくて、自からの暮らしの中から、地域からもう1回再出発していった自給を見直していく。そして、国全体の食料なり食料安保とか、そういった問題に

広げていく。そういう構造、そういう議論がないと、やっぱりだめなんじゃないか。

その場合にキーワードになるのは、やっぱり食べ物の概念をもう1回見直していくというか、つくり直していくことじゃないかなと思うんですね。今までの食べ物というのは、値段がいくらだとかカロリーがどれだけだとか栄養がどれだけだとか、おいしいとかまずいとか、食べ物はそういうレベルでしかとらえられていなかったと思います。百姓の側からいっても、どれだけ生産を上げてどれだけ収入を得るかという格好でしか生産物はとらえられていなかったと思うんです。これはあとの問題にも発展していくんですが、食べ物というのはそんなものじゃないんだ。さきほど命の問題も出たし、環境の問題も出たし、文化の問題も出ましたが、もっと食べ物の概念を深めて広くとらえ直していく。そういう理念、運動、活動がなければ、自給率の低下に歯どめをかけるなんていうことは不可能だし、国全体の自給率も上がるはずはないのです。ましてや食料の安全保障なんていうのは、僕はペテンだと思っています。将来、食料危機が来るからやっぱり自給率は上げないといけないんだという議論がありますが、あれはペテンもいいところで、そんなのはとっくの昔から言われていることで、それにもかかわらず自給率は低下する一方なんでしょう。だから、そういう論理では守れないと思います。食料危機が来ないければ自給率が下がってもいいじゃないかということになったら反論できませんものね。だから、違う論理で食べ物の概念を組み立て直していくことが必要なんじゃないかなと思うんです。

大松（駐村研究員） 千葉県旭市の大松です。根源的な問題は全く宇根先生の言うとおりにと思いますが、ここでは生産調整の問題に関してひとこといわせていただきます。旭市は人口約4万人で水田が1500町歩ありますが、その3分の1の500町歩以上が今年は減

反に入るわけです。そういう中で、うちの組合は鶏を 17, 8 万羽飼ってしまして、米に換算したら月 1 万俵の穀物を使っております。これを基本的には 2, 3 割以上米と代替できるわけですが、とりあえず 2, 3 %だけでも実験的に米を餌として使用しています。減反の枠の中で（基本的に減反対策だけじゃないんですが）、米の自給率を上げるという観点に立って、地元の行政、農協、水稻の生産者と組んで、その実験の体制に入っています。日本全体で、トウモロコシは月 100 万トン以上、穀物は年間 2000 万トン以上輸入しているのですから、卵は 100 % 自給と言っているけれども、間違いなくおかしい。これは自給じゃないわ。ご存じのように、えさを 100 % 輸入しているわけだから。そういう中でも、減反に対して、やはり米をえさにするというか、（問題がいろいろあって、うまく説明しないと誤解を生むんですが）、田んぼで備蓄、えさで備蓄、いざとなったら鶏に食わせないで私たち人間が食べる。そういう合意のもとに地元では米の飼料化の実験が行われつつあります。今年は数千俵と思いますが、（特に鶏では全国で初めてかもしれません）、合法的にできるようで、最終的に 1 俵 1 万 4, 5 千円までは持っていけるような体制もとれるようです。それで卵のコストアップは 1 個 1 ~ 2 円の範囲ですから、どうにか無理なく転作の対応もできる方法もあるような気がいたします。

後藤（駐村研究員） いわゆる飽食時代において自給率が下がっている。これは我々内輪だけの危機感というようなことで、何か外に情報として正しく伝わっていかないのではないか。常にいら立ちを感じるのは、我々が大きい声を出してもなかなかどこかに届かない。届いても、なかなかそれが処理されない。なぜなんだ。もやもやとした問題がすべてこちらだけ、一生懸命やっている内輪の中での話になってしまうのではないか。情報として

正しく国民の方に伝達するすべがないのかな。

水野（農業総合研究所） 宇根さんから大きなホームラン級の問題提起がありましたので、発言させていただきます。1974 年に F A O の主催で世界食料会議が行われました。当時の世界の食料安全保障という問題に対する主要な考え方というのは、各国の政府が責任を持つ。そのために国際的な備蓄のシステムをつくる。それで食料の安全保障を確保する。そういう時代だったと思うんです。そういう考え方は、以来二十数年を経て、世界的に通用しなくなった。その後の食料安全保障についていろいろ議論されるときに考え方には、いわゆる政府から非政府、要するに計画から市場というような考え方があると思うんです。もう一つは、単なる食料、栄養素としての食料、小麦何トンというようなことであったは、例えば平成米騒動のときみたいに単なる米では、やっぱり日本の消費者は納得しない。国産米というんですか、何々県の何々という品種の米でないと、今の食料安全保障にならない。そうすると、それはやはり政府が音頭をとってやるということに非常になじまない。そういう時代といいますか、そういう段階になっているんだと思うんです。その意味では、食料生産あるいは生産に直接かかわったり、消費者団体、生産者の団体が独自のネットワークを組むというのは一つのあり方であり、政府が責任を持たないということの代案となる。もう一つは市場ですね。所得が低くて、どうしてもその価格を払えない低所得者あるいはアジアの貧困層に対しては、これは国際的に、あるいは政府間のいろいろな仕組みで対応する。しかし、その価格を払える人は価格を払えというのが今の WTO 体制下の基本的な考え方になっていると思うんです。だから、日本の国の中だけで政府にもっと自給率を高めよと言っても、アジアとか、あるいは世界から見ると、アピールしにくい議論であるということ、アジアの農業

の研究をしている者として申し上げたい。

堀越（農業総合研究所） 食料自給率に関して、今の状況を一言申し上げておきたいと思います。基本問題調査会で自給率が問題になっておるのは、平成7年から始まりましたWTO体制に、これからどのように対応するかということで始まっているわけですね。ある意味で、6年後の協定改定を目指して日本としてどういう腹構えをするのか、そういう次元でいろいろ議論されております。確かに宇根さんがおっしゃるように食卓から考えることは非常に重要なことですが、一方で、日本全体としてこんな状態でいいのか、という議論があるわけです。いわば国際情勢の中で議論が行われているので、若干わかりにくい面も確かにありますし、現地での運動からいうと何だという話はわかりますが、一方で全体的な議論も重要だろうと思います。

座長 野田さん、生産者の立場から、生産調整に関して何か補足すべきことがありましたらお話し下さい。

野田 牛乳の場合、飲用乳と原料乳で価格は歴然と20円くらいの差があるんですが、私どものところは原料乳地帯です。この原料乳は、日本では主にバターやクリームに使われていますが、それは乳業メーカーが結局国際価格と輸入価格との差でもって勝負をしています。ですから、原料乳をつくっている限り、補給金というか補助金で生産費が償われることにはなりますが、本当の勝負は、輸入価格プラスどれだけが許されるのかという世界だと思えます。他方、飲用乳の場合は、水を運んでいるようなものなので外国から入りにくいのですから、その部分はかなり国内で価格を決めていけると思えます。そういう中で、私どもはどうしても国際価格を念頭に置かないといけないと思っています。私どもの年間の平均手取り価格は平成元年に82円あったものが、去年は約76円まで落ちてきています。平成元年は1戸あたり280トン生乳生産して、

平成8年には380トンまで増大し、価格の低落を生乳の増産で補っています。今後、国際価格を念頭に置きますと限りなく60円くらいに近づいていくでしょうから、プラス補給金ということになってきたときに、生産の拡大が許されなければ、その部分は崩壊していくことになります。平均380トンということは、200トン以下から500トン以上まで分布していますから、200トン未満の農家が発展する芽を生産調整で摘む可能性があります。過去にはそういうことがありましたので、どちらかというと、国際価格プラスの価格をある程度打ち出して、そういう中で全国の酪農家がどうやって共存していくのかということ具体的に考えなかったら、何とかなる何とかなるでいってバタンと倒れるのが目に見えているような感じがします。そういうことで、抽象的な自給率ではなく、ある目安というのはシミュレーションできると思うので、そういう中で具体的な議論をした方がいいと思います。

土地問題

座長 次は、土地の問題ですね。吉沢さんから、土地はリースにした方がいい、国が買ってリースにすべきだという非常に具体的な意見ですね。これに対して議論がありましたらお願いします。

吉沢 ちょっと補足をさせていただきます。国の土地買い上げは、私は数年前から言っています、これはほかにもあります。去年の12月に全国農業法人協会の東北・北海道ブロックで集まりを持ちました。そのときに、山形の会長の方から、水田面積が多過ぎるのだから余計な部分を国で買ってしまっ、ある程度の面積を制限して、その中で自由につくらせろ。そうすれば、毎年毎年減反の割り当てでも何も要らないから、農家は安心して米づくりができる、という問題提起がありました。これは東北、北海道の話ですが、それを

受けて、今度は青森県の法人協会の会長が、東京の全国農業法人協会でそのような提言をしました。特に東北、北海道でなぜこういうものが出るか、その背景ですが、実はなかなかいい転作作物が見つからないということと、湿田が多くてほかの作物ではどうにもならない、米をつくるしかないという、二つの要因があります。これは東北、北海道全部という意味でなくて、そういう地帯がかなりあるということですが。この両者の意見は、要するに減反している面積よりもっと多く、とにかく余った分を国が全部買っちゃえ、そしてその後の中で自由につくれという主張です。

私の言っているのは、それもあるけれども、水田だけでなく、まず経営の継続という意味で、特に東北、北海道は規模が大きいために、同時に負債も多い。その負債でにつきもさつきもいかなくなっているのがあるということで、つまりやめるときに返せない、保証に立っている自立農家の経営の環境も破壊することになるわけですから、これは国が買ったかどうかというわけです。

もう一つ大事なことは、要するに国土利用計画ですね。日本には国土利用計画は多分ないと思うんですが、国土利用計画をきちんとつくって、これは国が買うわけですから、農地に利用する場合は、条件として米以外のものをつくる者に限ってリースするというような指定はできるわけですから、そういうようなことで、利用権と所有権の分離をする。所有権は国にあるけれども、利用権は農業者にあるということです。したがって、国土利用する場合に、開発コストが非常に安上がりであるということが背景にございます。

株式会社の話が出ましたが、株式会社が土地を取得しなければだめだよという緊急性は、私は認められないと思います。戦後の緊急開拓政策の農地改革というのは、そういう緊急性の問題があったからやったわけですが、今はそういう緊急性は全く見当たらないと私は

考えております。

宇根（駐村研究員） 土地の問題も、食べ物の問題とよく似ているんですね。農地をただ金になる作物を生産する場とだけ見てしまえば、それは個人の所有は当たり前、公的な金をつぎ込むのはけしからん、やっぱり効率重視、生産性追求というようになっていくんです。でも村の中で、土地が、農地がどう維持されているか見ていくと、そういう論理だけではないですものね。中山間地に行くと、そういう論理はむしろ影を潜めて、ほかの論理でどうにか維持されているんです。あその土地が荒れたらちょっと暮らしにくい、やっておられん、下が困るというふうに。それが如実にあらわれたのが3年前、福岡市が大洪水で生活用水が足らなくて農業用水をもらいたいということで、反当り14万円を払って大規模な休耕に踏み切った時です。その後、農協青年部のシンポジウムがあって青年部長が発表していたんですが、僕はもうびっくりしてしまったんです。その地域一帯は全部休耕してしまって、ある程度の管理はされていましたが、結局草ぼうぼうになってしまいました。そうしたら、周辺の住宅からめちやくちゃ苦情が来たそうです。何の苦情かというと、「とにかく暑い」と。「田んぼはやっぱり水を張って稲をつくってくれ、そうしないと、もう暑くてしょうがない」、「散歩をしていても、水がたまっていないと落ちつかない」と。そういう次第で、単に生産する場としての田んぼじゃなくて、存在する田んぼとしての価値が周りの消費者に改めてきちんと見えてきたということで、ある意味ではよかったかもしれない、というような発表を聞いて、なるほどと思ったんです。そういった世界がいろんな局面でいろんな地域にあると思うんですが、そういうのをきちんと整理して積み上げていって表現していないと思うんですね。だから、土地問題を扱う場合、単なる金の問題だけで議論されてしまう。

株式会社とかの議論でも、その辺をきちんと織り込んでいけば、もう少し別な出口があるんじゃないかと思います。

座長 土地に対する見方を少し見直そうということだと思います。

野中（農業総合研究所長） 今のも非常に貴重な議論だと思いますが、平野さんにご質問したいと思います。交流のお話がいろいろありましたが、その一環にちょっと隠れてはいたと思うんですが、土地利用が非常に乱れているというお話があって、ご自身も農業委員の経験もされたということで、その分野も非常にお詳しいんじゃないかと思うんですね。それで、どのように乱れているのかということですが、特に掛川というと、我々はすぐ独自の土地条例できちっと永久農地的なものもつくっていかう、住民の話し合いで土地利用をちゃんとやっていかうという、日本で最も先駆的なことが行われている地域であると承知をしているんですが、そういうところでさえも、土地利用が非常に乱れているということはどういうことなのか。これについてもう少し報告をしていただきたいと思います。

平野 農業委員として、当然地域のリーダーであるべき人たちが、まず農業者側に立って、農業振興を図る、それから土地をいかに生かしていくかという視点で農業委員会が例えば会議を開催して、そこで議論をしていくということが正しい農業委員会のあるべき姿です。ところが農業委員の何割かの人は、農業からいかに離れていくかが、あたかも地域の活性化であるかのように考えているんですね。農業委員を送り出す地域でさえ、「おまえ、農業の振興を図るなら農業委員として出るな」なんて言われて出ていっている農業委員がいるんですよ。これは本当に落胆以外の何物でもありません。私は、どうやって農業・農村を振興するかを議論をしていく場が農業委員会である、と考えて農業委員になったので、その落胆は大きかったです。

会議をしていくと、だから土地条例ができたんだということが掛川の実情であると思います。特に大都市圏から土地の買い占めの不動産業者がたくさん入ってきました。特に静岡県掛川市は、いろんな意味での「谷間」だったんですね。政策的にもそうですし、地理的にも静岡と浜松のちょうど中間になっていて、地価も東海道メガロポリスの中で最も安いところですよ。非常に言葉巧みに農村の中に入ってきてそこを買い占めて、ほかの利用がなされていくということがあります。

地域に暮らす人たちの中でも、農産物を生産し販売して利益を得ることや、そこから育ったものを食べる農民から、いつかは土地を農業外に利用して経済的な収入を得ていくかという視点があまりにも強くなってしまった。暮らす人々にも脱農業・農村イコール発展というとらえ方があるのです。

例えば、経営移譲する機会に、兼業農家であつたり、農家の子弟がほかの産業についていたり、ほかの企業の経営者となっていたりする場合、一応は農業をやっているという立場をとって提示を受けるわけですね。そうすると、公然と農地を動かすことができるんですね。ですから、農業外から、農業のことをまるで思わない人たちが農地を自由に売り買いできる企業人みたいな人たちがたくさん現れてきた。こういう状況に対しても非常に危機的な要素があつて、土地利用条例ができてきたわけなんですね。そこは、おさまるところか、まだいまだに乱れ切っていて、特に外から来る人たちや、海外から来る人たちからもこのように指摘されるんです。「こんなに乱れた土地の状況はない」。我々も農業をやる環境の悪化を痛感し、外から非常に冷やかに、危機的状況を指摘され、我々の背筋が寒くなるような思いを実は感ずるわけです。

座長 株式会社の話で田畑さん、何かコメントはありますか。

田畑（農業総合研究所） 株式会社という

ことではありませんが、吉沢さんの、転作の土地は国が買い上げて農民にリースで使わせろという提起は、非常に大胆というか、今はそこまで来ているのかなという感じがします。実は僕が大学院に入って初めてある学会に出たとき、そこで土地国有化論を提起されたことがありました。日本農業を再構成するには土地国有化でなければもうだめだということですが、これはその段階では単に学者の中での議論で、農民の中からそういう議論が出てくる状況では全くなかったと思います。しかし最近5年ぐらいを見ると、特に限界地というんですか、地価もさほど高くない、作り手も非常に少なくなる、そういうようなところではやっぱり公的に買い上げるなり管理をしなければ土地がだんだん荒れていくというような議論がいろんなところから出てきているようです。吉沢さんの先ほどの提起はそれと同じかどうかわかりませんが、非常に印象深く聞かせていただきました。

中山間地域の問題では、やはり土地管理をどのようにやっていくかということが非常に大きな問題になっていて、農業公社などが土地管理をやるというようなことが出ているんですが、先ほど宇根さんから、土地を、単に私的に物をつくる場としてだけでなく、もっと社会的というか、公共的な面でも考える必要があるというお話をされましたが、それは本当にその通りだろうと思います。今度の基本法の中間報告でも、土地は公共財であるという認識をきちんとしてという指摘があり、その点に関しては全くその通りだろうと思うんですが、その脈絡でどうして株式会社の農地取得が出てくるのかなという感じがします。転用規制をきちんとすればいいではないかという議論もあるんですが、今の財界の動きなどを見るときに、株式会社が取得した土地の転用規制が、果たして今の日本のこういう経済社会の中でできるかどうかというようなことを考えると、そうはならんだろうと

思われますので、やはり土地についての位置づけをきちんとやっていく必要があるのではないかなという感じを受けています。

新田（駐村研究員） 岡山県の新田です。私は、田畑先生のご意見をお伺いして、ちょっと意見があります。これから土地管理をだれがしていくのかということで、私も岡山県の県北の中山間地で稲作をやっているんですが、山田を転作すれば荒れていく、それから結構広いところでも、1枚がカヤでいっぱいになっているというような状況を見受けるんです。特に私の住んでいる県北で15町歩、20町歩という面積をなるべく荒らさないようにという思いで今まで経営をしているんですが、それをどのように守っていくかということが、本当に景観の問題、保水の問題、いろんな問題が出ています。私の場合は、今まで引退された老人の方などに約40名ほどに協力していただいて、草刈りとか水を見るとかいうような軽作業をお願いしています（草刈りは結構しんどいですが）。地域で人間関係を大切にしながらやって、私の経営自体も支えてくださっているわけなんです。先ほど掛川の方から発表がありましたように、人、物、金で動く資本主義の社会なんです、特に今、物と金が先行しまして、人がおざなりになってしまっています。私は、山の中で生活しながら人を大切にして、それが農業のすべてだという自負でできる限り頑張っているんです。具体的に言いますと、午前の会議でも話しましたが、農業小学校というようなものを私も設立しました。年に5、6回は小学校や中学校の子供さんたちと一緒に、農業に携わりながらぜひ農業の現状を知っていただきたい、農業を引退された老人の方にも、私の仕事として農業をどのように守っていくかということを知っていただきたいという思いで、本当に純粋な気持ちでやっております。

新農業基本法がいずれ制定されるでしょう

が、人という問題をぜひ前面に打ち出していただきたい。人がいないとすべての農業はつぶれていくのではないかと考えております。

私たちの子供が農業に関する絵や作文を書きますが、絵も作文も、ことごとく私の姿を見て書いてくれるんです。審査員の方から見たら農業という題材が今までほとんどないものですから、郡でも県でも特選に入賞するというようなことがありました。それが果たしていいか悪いかということ、農業に対することを先生方もぜひどこかでうたっていただきたいと思います。

座長 担い手問題と土地問題は切り離せないと思いますので、担い手問題の方でまた少し話を進めながら、土地の問題にも触れていきたいと思います。

中川さんがお見えになりました。中川さんは帯広で酪農をやっていたらしゃって、ご自身が新規就農ですか、新規参入者ですね。担い手問題が重要なテーマになろうと思いますので、10分ぐらいご報告をいただいて、また引き続き担い手問題を議論したいと思います。

第6 報告

中川 健作（北海道帯広市）

遅刻して済みませんでした。僕は5年ぐらい前から酪農を始めました。先輩のつてを通じて、たまたま大学を卒業する以前に自営する機会に恵まれて、人の名前を使いながらも牛乳を自分で生産するというめぐり合わせをうまくやってきました。ただ、始めた時期が早過ぎたため、その何年か後から担い手や新規就農者に対するいろんな資金が出てくるようになりましたが、僕はその恩恵を一切受けていません。農業を始めるに当たって、実際問題として担保も何もない人に、どこから来た人かもわからない人に1000万円も貸すわけがないので、結局は親の貯金を担保に借りています。

今から実習をやる人は4年間実習を頑張れば大体870万円をもらえることになります。借りる部分もありますが、新規就農する時点で農家がもらえるお金も合わせると1000万円を超えます。それに自分のいる帯広市の特別な資金を加えると1500万円ぐらいになります。僕は今実際に抱えている借金が1200万円で、その資金が当たれば借金はゼロになったのにといい感じで、2、3年早く頑張りが過ぎたことが結局失敗の原因になっています。笑い話になりましたけれども、本人としては本当に悔しい思いもしています。それはともかく、担い手に対する資金供給の面では恵まれた状況になってきていると思います。

僕は、就農後既に5年たちましたが、結婚して2人になりました。たまたま自分のことがある本に出たのを見て、実習生として理想を持って来た人がいて、うちに4カ月いました。初めは力になるからいいなと思っていたんですが、いるうちにさまざまな失敗を繰り返して結局大変な重荷になってしまった。その結果、その人はやめました。今の世の中だと、普通に就職するのも難しい人とかが結局流れ流れて実習がいいとかいうことになって、月15万円を受けるとか、そういう状況になって、本当に必要な人には当たらないというか、それが矛盾を感じて、ちょっと腹立たしい気はします。僕の場合は、帯広の畜産関係の大学に行っていたので、その4年間とか5年間ですけれども、その間に自分が大学の農場の大規模なところで実習する機会もあったし、また夏休みとかを利用して休みごとに短期で理想的な、自分が目指す小規模な農家を回る機会があったんです。だから、うちに来た実習生の人も、ある程度の基礎をそういうところで学べたらもっと違っていたのではないかなと思うんですが、結局都市と農村との交流と言いながら、夢を描いて来ても、実際農家にとっても、来て失敗ばかりされるととても困る面もあります。だから、ちゃん

と研修するところをもっと充実させるべきだと思います。

今の若い人が育ってくる過程で、苦勞する場面というか、人間社会で苦勞する場面はあると思うけれども、作業とか仕事とかで本当に苦勞する機会がなくて、そういう研修施設がいくら充実されたとしても、結局やっていけない部分もあるんじゃないかなと思います。今日の朝もうちはマイナス二十何度でした。この何日間か機械が凍って大変だったんです。嫁さんも結婚してまだ3カ月ぐらいで、1人ではそういうのに対処できないので、僕自身もほとんど徹夜で機械を解凍して、危ないかなと思いながらこの会議に来たのです。僕の嫁さんも実習生だったんです。でも、やはり1年半ぐらいの実習をしてもリース事業だと、今は設備を全部充実させてから入植できるという感じなんです。僕は突然来て自分の金でというか、親の金で勝手にやっているから、そういう恵まれた施設にも当たらないし、結局大変な思いをしているんです。でも、リース事業で入った場合だと、借金が5000万円はすぐ超えてしまうと思うんですよ。それで、20年とか25年で払う計画でいくけれども、本当に20年先でもそういう計画書が通用するのかどうか。いろいろな資料を見ていても、結局大規模化することというのが項目に入っていたりするんですよ。ただ、大規模だと乳価が下がった場合、一気に影響を受けるというか、大規模化云々より経営の内容の如何で結局どの程度生き残れるかが左右されると思います。だから、5000万円も借金しちゃって、大規模かどうかというより、大規模にするなら経営の内容も何割以上利益率がないとか、そういうふうに基準をクリアしないと乳価が下がった場合や自由化になった場合に大変だと思います。

役所の人は自分が当事者じゃないですから、もし政策で失敗したとしても自分は影響を受けない。うちの父も同じような仕事だったの

で、結局その金で自分は営農を始めることができたんですが、もともと公務員に対して問題とされていることを常に疑問に思ってきて、農家をやろうと思っていたんですけども、そういうちゃんとした利益率がないと自由化した場合は危ないとか、大規模化だけを言うのではなくて、もっと具体的にちゃんと考えていかないと、本当に危ないと思います。農家は多分苦勞すると思います。新規に入った人は、借金を返してしまった後だったらいいと思いますけれども、借金している間はそういう状況になった場合、乗り越えられない人が多く出てくるんじゃないかなと思います。僕も利益率がいいわけじゃないから生き残れないかもしれないかと思いますが、大規模化するよりは利益率を上げることを先決にして、借金を早く返して、役人から借金したのなんて早く取っ払ってしまいたいという気持ちでやっているところです。

座長 どうもありがとうございました。

田畑（農業総合研究所） リースを利用されなかったというお話ですが、それは利用する機会があったけれども利用しなかったということなのか、それともそういう機会に恵まれなかったということなのか。前者だとすれば、それはやはり経営の考え方が、酪農についての考え方が違うから利用しなかったということなのか、その辺のところをご説明いただければと思います。

中川 實際上、リースを利用できるような環境ではなかったということです。リースを利用できる環境だったとして、利用したかどうかはわかりませんが。リースに関してもかなり疑問を持っていたし、借金が5000万円とかになるのであれば、それは5000万円セットしてしまえば当面の純益はある程度確保されるという感じだと思うんですが、20年後、本当にその計画書が保証されないと思っているので、利用しなかったかもしれないです。また在学中に突然農家を始めたわけ

で、市役所の方とか農協の方とかは、しばらく様子を見ないと、ちゃんとした話は持ってこれない。自分は既に経営しているので、リースや資金供給の話がいつ出てくるのかわからないものを待っているわけにもいかず、結局、親から借金しました。

座長 経営規模とかを説明していただけますか。

中川 内地では別に小規模ではないかもしれませんが、僕は親牛30頭、育成15頭程度の規模で、土地面積は借り入れが約10町歩、自己所有が5町歩ぐらいです。放牧で季節繁殖を目指して酪農をしています。学生時代とかそれ以前から農業に関する問題を考えたときに、環境問題とかも考える機会があって、そういうことにしました。

担い手問題

座長 担い手問題で、先ほど忠さんの方から受け入れ側の法人をつくっているが、受け入れの方に非常に問題があるというお話だったと思いますが、担い手問題に関してご意見をいただきたいと思います。

井上（駐村研究員） 福岡県の井上です。私は現在、筑前あさくら農協で農業振興計画を作っております。その中で担い手は一体誰のために必要なのか、端的に言うと、農業者のためにあるのか、行政や農協などの指導機関のためにあるのか、ということに疑問を感じております。近年あちこちで、「誰か自分の田んぼを作ってくれないか」ということをよく聞きますが、農業は本来的には自分で耕して農業であり、作りたくない農地まで国や他の農家が責任をもって面倒をみる必要があるのか。もちろん、担い手問題は地域全体の生産力維持ということで重要な要件であることは十分理解できます。しかしトラクターも入らないような生産力が低い山間地域で作り手がなければ農地が荒れてもいいのではないかと、基盤整備ができていける平地では誰か作り

手もあるし、その対策もある。私は振興計画を作る中でそういう疑問を強く感じております。

この点について皆さん方のご意見をお聞かせ下さい。

座長 担い手とは何か、だれのための担い手か、非常に基本的な疑問だと思いますが、どうぞ議論をお願いしたいと思います。

大松（駐村研究員） 大体様子はよくわかります。私そんな気もしますが、結局は担い手、後継者、それから中山間地、デカップリングの問題も、まだ日本では中山間地の農家が、農民が困っているから何か直接補償しなければならない、そういうニュアンスがあるような気がします。基本的には、これもいくところまでいかなければわからないと思いますが、やはり中山間地や山を荒らしたら、間違いなく村や町がなくなるというか、海ももちろんだめになるし、人間が住めなくなると思うんです。ただ、自分も、中国からオーストラリアからアメリカからブラジルからヨーロッパ、友達がいるものでかなり田舎を回りますが、日本みたいに繊細で豊穡な大地はないのでありまして、それが逆に日本の農民、日本の国民というか、自分の国の大事さがわかっていないと思います。どんどん山を壊し、山の植林だって全くどうしようもない。それから、生産性がどんどん上がっていると言いますが、間違いなく農薬、化学肥料の多投で生産性が上がっているのです。気がついてみたら、宇根先生じゃありませんが、田んぼにメダカもドジョウもゲンゴロウも何もないなくなっちゃった。これでいくら生産性が上がったといっても、どこまで続くかといったら、もう百姓をやっていればすぐわかるんですが、基本的には町の人も為政者もまだ認識が薄いことを感じます。後継者の問題も、農家がいなくなって、百姓は百姓をやめたって別に基本的に困るわけではなく、どうにか生きていけます。農家を助けるとか後継者を

育てなけりゃと、そういう意味じゃなくて、農家の経済というレベルじゃなくて、もっともっと基本的な、いつも農業の大事さというか、自然が、村が、農民がいなくなったら間違いなく国として成り立たないというか、そういう社会的な議論は少ないような気がします。ちょっと言葉が足りないんですけども、何か本当にそこらを大事にするような国民的な世論をこういう研究機関が率先して把握していただきたいと思います。

もう一つ、東京でこれだけの場所はなかなかありませんし、自分たちも1年に1回しかここへ来れないわけですがそれでも、各地の農民がもうちょっと気軽に来れるようにすればもっともっと情報が集まってきますわ。東京には全農の農協会館も農林中金もいろいろあるけれども、農家の部屋がどこにもない。何かもうちょっと簡単に来れるような仕組みを作っていただけたら、もっと本当の農家がさらに元気になるし、農業の状況を、普通のマスコミ関係を含めて、消費者を含めてもっともっと理解できると思います。お願いいたします。

座長 本音の議論というか、研究者にとっても厳しいお話だと思います。

料所（大崎町役場、元駐村研究員） 鹿児島県の料所です。久しぶりにこの会議に出てまいりましたので、一言申し上げたいと思います。

先ほど福岡の井上さんから担い手問題についての基本的な発言がありましたが、実は私も担い手問題に取り組んでいる1人でございまして、いつも悩んでいるのが、本当にだれのための担い手を育成するんだろうかということです。私は、担い手はだれのためでもなく、担い手そのものの個人のためにやっていくんだ、その基本を外れたら担い手は育たないんじゃないかという感じを受けております。基本法においても、自立農家育成とか企業農家育成とかいろいろありましたし、現在でも

新政策の中でいわゆる認定農業者制度がありますが、過去30年来の基本法の中で、本当に自立農家がどれだけ育ってきたのか、どうも疑問でなりません。認定農業者も、実は私の町村は、196経営体という目標数字を出しておりますが、耕地が田畑を合わせて4500haありますので、本当なら少なくとも400経営体ぐらい育成しないと、完全な土地利用というのはできないんじゃないかなと考えております。現在153経営体の認定をしておりますが、認定農業者の中で、本当に自分は認定農業者だという意識を持っているのは、失礼ですがそれでも申し上げて半分もおりません。

認定農業者制度によって数々の支援を受け経営改善もなされる。そのために、政策的にはいろんなメリットが掲げられていますが、特にその中でも、農地の流動化や資金の低利融資は、認定農業者に優先的に貸し付けて経営の改善を図ることが皆さん方のためですよということで普及しました。それを目当てに認定を申請し受けた者が当初は約60名ほどおりました。しかし彼らは現実にはそのメリットをほとんど得られていないのが実情です。農地流動化にしても、山口さんや平野さんから話がありましたが、私の町も全国平均をやや上回る約11%の農地の流動化が進んでいます。ところが、実際には過去のやみ小作が正規のルートに乗ったというだけで、認定農業者への規模拡大や、農業生産力の向上とか産地化につながった本当の意味の流動化になっていないというのが現実です。資金にしても非常に低利で、（L資金なら1億5000万円、S資金は500万円ですが、園芸、畜産はその4倍だとか）非常に有利な条件ですが、実際借り入れる段階で担保と保証人が必要になります。担保価値は10年前の3分の1以下に落ちております。10年前でしたら反当200万円、300万円という担保が設定できましたが、現在ではその3分の1です。また現

状の農産物価格、農家の所得等に照らして、保証人になってくれる人がおりません。この二つでひっかかって、融資を受けて何とか経営改善を、規模拡大をという意欲のある者もがっかりしているのが現状です。そのようなことから、認定制度そのものが本質的には行き詰まったような形になるというのが現実だと私は思います。そういう面からやはり私たちは、担い手というのは、農業者自身の経営改善をはかり、ひいては地域農業の太宗を担うという農業者としての意識、意欲、能力をもってもらおうということを、最初から打ち込んでいかないと、本当の担い手は育たないんじゃないだろうか、と思っております。

先ほども山口さんでしたか、農業にしても、食料問題にしても、地域づくりの問題にしても、土地問題にしても、それを動かすのは人ですから、いわゆる担い手問題が最も基本的な課題だと思います。自給率を確保するのも、担い手がないことにはできませんし、土地の有効利用を図るというのも、人でなければ、機械ではとてもじゃないができないだろうと思います。そういう面からも、やはり人づくりというのは今後の大きな課題ですし、その中での担い手をどう育成していくかという基本的な問題をきちんと政策的に位置づけてもらわないと、これは空論にすぎないんじゃないかなと思うことを感じておる1人でございます。

宇根（駐村研究員） 井上さんはかなり遠慮して言われたと思うんですけども、もう結論は出ているんですよ。かつては国民の食料を確保するために担い手が必要だという論理で来たんですが、それはもう完全に破綻してつぶれてしまっているんですけども、いまだにそれにしがみついて後継者育成とかをやっているわけですよ。だから、数合わせの後継者育成を図っても、（僕が勤めているところもそうですが）、後継者はもう育っていないんですね。逆に中川さんのように、

言ってみれば農政と無縁なところで育って新しい百姓が生まれているわけでしょう。確かに青年たちは少ないかもしれないけれども、年寄りの百姓はどんどんふえています。これは悲観することではない。女性の百姓もふえています。これは国民の食料を確保するために百姓になっているわけじゃないです。だから、国のためではないと思います。かといって、金のためかという、金のためだったら、金もうけをやることはもっといっぱいあるわけですよ。ね。専業農家だって、この前も話していましたが、とにかくむだな仕事をいっぱいやっているんですよ。田んぼの植え継ぎとか、そんなことをやるんだったら規模拡大をした方がいいんじゃないですかと言うけれども、違うんですね。いや、むだだとわかっているけれども、（田んぼの植え継ぎに彼は10haに60時間ぐらいかけています）、そういうむだな時間によって自分は支えられていると言うんですね。そういう世界が百姓仕事なんだと思うんですよ。やりたいんだ、しないといけないうような気持ちになるというんですかね、やっぱり田んぼに対する愛着、稲に対する愛着、それは金を超えたものなんですよ。そういう部分でどうにか後継者というか百姓は残っているわけで、それをどう評価するかなんだろうと思います。

だから、何のために百姓をするかという、要するに自分のため、あるいは地域のため、家族のため、ひょっとしたらこの田んぼをつくってくれたおじいちゃんとかおばあちゃんとか先祖のためかもしれません。だけれど、個人の動機で、個人の目的でやっている農業であっても、その結果、公的な価値があるというか、国民全体の宝物としてやっぱりすばらしいとか、そういうふうな論理をもう1回転換させて、きちんと国民全体の合意に持っていないと、国民の食料確保のために後継者育成なんていう論理ではもうだめだと思いますね。

座長 この問題は、先ほど山口さんですか、市場原理ではだめだ、担い手問題は解決できないんだというお話、もし補足することがありましたら。

山口 実は、担い手とか後継者ははっきり言いまして大方指導者とか月給取りが言っていることであって、農家の方から出る言葉じゃないんです。農家の方では新しい経営者を養成したいと思っている。だから、兼業農家の後継者をどんどんつくってもしようがないことです。もっと極端なことを言えば、無形文化財のようなものは後継者があっていいのでしょうか、受け皿としての、いわゆる育てていくという意味からすれば、あてがいの言葉ではだめだと思います。兼業農家なんていう言葉だって、これは農家から出た言葉じゃないんです。はっきり言いまして兼業農家じゃないんですよね。月給取りが本職で、農業は従なんですから、99は月給で、その残りの部分で農業をやっている。先祖の田んぼだからしようがなくやっておる、こういうことなんです。そういう点で、ほとんど農家から出た言葉じゃない言葉が先行してひとり歩きをしている、この辺に問題があるわけで、担い手というのはどういうことか。担ってもらわんと困るから押しつけの言葉として担い手という言葉がひとり歩きをしているのです。そうじゃないんですよね。今、新しい農業経営者というものが生まれつつあるので、これを育てようとする努力が要るんです。

例えば営農組合という方式は、(名称は公社でも何でもいいんですが)、やはり地域に受け皿としてのいわゆる食料を確保していこうという気持ちがあるわけですね。これを大事にしていこうということでして、これらがやたらにもうからんでもいいんですね。生活が安定して、一般の人たちと同じ生活ができれば十分やっていくということです。経済作物なり経済動物を飼っているんですから、採算が合わない場合には全部やめるんですよね。

やめなきゃ借金が膨らむだけです。そういうことをもっと考えていただきたいと思います。例えば食料については、何と何と何はとにかく国民のために残していくんだ、これには徹底的に保護してでもやっていくんだ、こういう精神がないと、自給率の問題じゃないと思う。自給率が低い低いと言いながら、実際米を食べておるのは昭和30年代の半分にすぎないのです。だから、1億2000万の国民が昭和30年代に戻れば、今の生産高の倍あっても足らんです。もっともっと細かい点に触れていきますと、農家が、今までは10俵罐とか15俵罐という貯蔵器を持っておりまして、その中に米を貯えておりました。現在、愛知県の特に安城では1粒の米も持っておりません。ほとんどの米は表へ出ちゃって、いわゆる潜在的貯蔵量が全然ないんです。平成のいわゆる飢饉のときには、外国から250万トンも入れなくちゃならないという、そんな弱い農業ではだめなんですね。少なくとも300万トンぐらいのものは常に余っておっていいんじゃないか。余っておるから安心ですよ。そこら辺が農政の何か狂いがあるって、米が余っているから困った困った、ちょっと東北の方で風が吹いたら、それで200万トンも足らんだなんて、実に情けない農政だと思うよね。これは大事にしていけないといかん。だから、300万トン余っておる方が、国民は安心しておられるんだということを考えないといけないのではないかな。300万トンのうちの100万トンぐらいはいわゆる潜在貯蔵量として農家が保有することが望ましいですね。しかし現在、農家は米を食べるだけしか持っていない。

そういうことも考えますと、平成の危機が来ましたら、これはもう大変なことが起きますね。自給率の問題じゃございませんね。現在、自給力を高めると言いながら、どんどん輸入しておるから、農産物はみんな余っちゃうわけ。だったら、どれとどれとどれだけは

日本の国で自給保護しなくてはならない、あとのものは市場原理を活かして……。そういう点、市場原理というものをひとつ考えていかんとこれは大変なことになる、僕はそう思っておりますね。ジャーナリストがうるさくて、米が余っておると言わんと国民が承知せんからと、書く方も大概のものだけれども、その辺もちょっと考えんといかんね。もっとも危ない危ないと言ってくれと、国民が農業というものを一生懸命見直すだろう、見直すだろう、こう思いますね。

僕は跡取りとか後継者とかいう言葉を一番嫌う男ですから、やっぱり農家の方から出てくる言葉は、新しい経営者を育成しようという考え方をひとつ植えていきたいものと、かように思っております。

座長 それでは次に、もう少し広く担い手というか、村づくりとか価値、新しい社会の形成とかということで、平野さんに少しその辺も含めて議論していただければと思います。

平野 只今の山口さんのことにぜひプラスしたいなと思います。私の資料の中の「新たな基本法に望む」で、「担い手」という言葉で載っていないのは、実は担い手という言葉を使いたくなかったんですよ。私も担い手と後継者という言葉が嫌いで「人材育成」という表現にしてあるんです。先ほど新田さんからも農業小学校の問題で、そういう事業を通じて、多分農業への思いや価値観というのは子供たちはどんどん変わっていくと思います。私のところでもいわゆる小学校前の幼児から実は老人までの農業の体験プログラムであり、そういう中から人材の育成をしていきたいという願いを持っているんです。小学校2年、3年生ぐらいの子供たちがよく来ると、作文を必ず書いてくれるんですね。そうすると、その中に、大人になったら何になりたいという子供たちがよく書く作文と同じように、将来パイロットになりたいとか保育さんになりたいとかという子供たちが出てくるように、

実は農業をやってみたいという子供の作文が随分出てきました。その言葉の中にジーンとくるんです。しかし知らず知らずに今の教育システムや親が、そういうものに対して、その子供たちの夢を奪い取ってしまうような実情があるわけなんですね。実情は大変なことも事実なんです、夢を見ていく、その中に、必ず将来は農業者または農業を指導する人たちがたくさん出てくる。素晴らしいビジョンから生まれてくることを確信しております。

関根（駐村研究員） 茨城県の関根です。青果物関係に特化したお話なんですけれども、外国資本が国内の消費者をターゲットとして、国内産地に契約産地をつくらうとしているんですね。もちろんその中には日本の消費者なり地元の業者が絡んでおりますけれども、野菜、それから果物というふうにしますと、将来は食料問題まで発展してくるのかな。契約農場まで展開しますと、先ほどの土地の問題とかが懸念されますので、その辺を含めながら今後の基本法の地域の問題についても検討をお願いしたいと思います。対外資本の中で、ことしの場合は特に野菜で茨城県と北海道がサンプリングとして選ばれたと話を聞いております。

環境問題

座長 環境の問題とか、地域をどうするかという問題が残っていると思いますので、ご意見をどうぞ。

相川（農業総合研究所） 私は、東京近郊のベッドタウンに住んでいるのですが、町で環境を守る住民運動が主なもので三つあるんです。一つは、天然記念物になりそうなチョウが生息する昔ながらの武蔵野林とか池ですね。二つ目が、里山を守ろうという運動です。三つ目が、これは住宅の一番近くにあるんですが、牧場跡地を守ろうというものです。この三つの運動は、それぞれの住民グループが独立に守れ守れと言っているわけで

す。それに対し、市は、市長自体が環境を守るというのを政策スローガンにしていますから、多少とも対応しようとしします。その場合、どこを優先するかが問題になります。

まず武蔵野林とか池は町から遠くなるほど地価が安い。地価は安い上に、自然は豊かなわけですね。そうすると、フクロウのいる里山とか、牧場跡地を守るよりも政策投資効率がいいわけですね。したがって、武蔵野林や池から手をつけて、一番住宅の近くのいわゆる牧場跡地を守るのが一番後回しになるわけです。そういった面と同時に、里山というのは言葉どおりにみんなに親しまれているところなんですね。ところが、牧場・農地というのは、いわば私有地ですから、みんなこれまで立ち入ったことがなく、意外に親しみもない。そういったことを見透かされて、後回しにされているように思います。

ところで、こういうことは、大きくいえば日本農業全体にも当てはまるのではないのでしょうか。白神の自然林を守るなどは抽象的には受けがいいし、安くて済む。ところが、そこらの平地農村を守れといっても、それは自然環境財としてどれほどのものでもないわけで、国や地方自治体が貴重な財源をどう使うという段階になれば、これはやっぱり一番後回しになるんじゃないかなという気がいたします。

さて、住民運動に参加する中で、知りたい具体的な事柄を質問させていただきます。何といっても懸念されるのは、相続問題ですね。相続のときに、今ある牧場跡地が売り払われるんじゃないか。環境を守るためにも、土地所有という問題が抜き差しならない障壁として目の前に立ちはだかっているわけです。具体的質問として、一つに相続税のときに大蔵省が押さえますが、例えば現物をそのまま競売に付さずに保持するというような政策・制度的な運用の方法がないものかどうかを教えて下さい。もう一つは、例えば現行法の下で

相続税をクリアする生活上の知恵ですね。これは例えば安城の山口さんとか、あるいは掛川で平野さんがいろいろ活動をやっておられますけれども、こういう都市近郊で相続税をクリアするための技法についてどういうものがあり得るか、抜け道的なものまで含めて教えていただければ幸いです。

山口 相続につきましては、営農組合は非常に困っているわけです。相続と農業者年金の問題ですね。大体農業者年金をもらえる年代というのは、相続をしなくてはならない年代になりますね。おやじが死ぬときです。そうしますと、安城の場合は、どちらをとるかという、農業者年金を捨てるんです。だったら農業者年金なんか掛けん方がいいということですが、そういう人が非常に多く出ておる。税務署の方ではどちらをとるかといわれるので、納税猶予の方をとります。1億円や1億5000万円の税金の支払いが猶予されるわけです。農業者年金は300万円かそこそこしかくれないんだから、農業者年金を捨てちゃうんだ、今こういうことで安城は進んでおるわけですね。だったら、農業会議の農業者年金なんていうものは何の価値があるか。これは大蔵省の方の関係がございますが、農業者年金を掛けておるんだから、そういう問題が出てもらえるというのがみんな農家の考えであつたわけです。そういう問題をどんどん問われてきますと、今度は営農組合に出てくる田んぼが全部やみに回っていつてしまい、表へ出せない。いわゆる納税猶予を受けた田んぼは自作をしなくてはならない。これは20年間自作をしないと、税務署から1億2000万円なりの課税プラス加算税をとられるわけですからね。こういうような問題が解決されておらない。我々は法人ですので、全部、農用地利用促進の手续をとります。そうしますと、農業者年金をもらっている方、それから納税猶予を受けておられる方は表へ出ないんです。しかし、田んぼはやりたくない。

田んぼを自作ということでやってくれ、こういうことなんでして、果たして農業委員というものがあるのかなのか、まるきり影を潜めちゃっておる。農業会議にその話をしても、これは、今、大蔵省との関係でしてとかいって、大体逃げちゃうんです。こういう状態なんですけれども、本当は農業委員というのは農政を司らないかん立場にあるわけです。だから、安城の場合でも、農業委員を4期やりますと自治功労者、何もやらんでも自治功労、こういうことになりまして、僕は非常に怒っている。いまだに戦後の農地委員の影を引っ張って歩いておる。農業委員じゃないんだ。もし立派な農業委員会があったら教えていただきたいと思います。

安城では後継者育成だとか担い手問題、それから法人としての耕種農業の展開、大規模農業というものを進めるなかで一番痛になっているのがいわゆる農業者年金と納税猶予の問題でございます。ちょうど農業者年金をもらう60歳前後におやじが死ぬから相続税が億と出るわけです。農地の安いところへ行きますと、10町歩あっても相続税は幾らも出ないか知りませんが、安城あたりは農地に大変な課税をされておるということですね。そうしますと、20年間猶予を受けた以上、農業をやる形を書類上つくらなくちゃならないですね。そういうことでございますので、この辺を大蔵省なり何なりと1度折衝してもらって、農業者年金は掛金を掛けておるんだから、保険だからちゃんとくれるとか、納税猶予を受けてもくれるとか、そういうことが農業に対して大きな障害になっておると思いますね。

座長 大変重要な問題だと思います。

宇根 今の件で一言だけ言いたいんですが、今、本格的に始動しようとしている阿蘇のグリーンストック運動が一つのヒントになるかもしれませんね。阿蘇の百姓と福岡のグリーンコープ生協が中心になって、1口1万円以

上の基金を募って、それでそういう装置なり産業を守っていこうという運動ですね。ただ、僕は、本当はこれこそデカップリングでやるべきではないかなと思うんですね。

デカップリングの議論が今日はなかったのでも最後にちょっと言いたいんですが、一つは、デカップリングの議論が低調なのは、先ほど言われたけれども、結局みんなは用水路とかため池とか山とかにはすごく親しむんですよ。今は自然保護運動も盛んですが、農地の中の環境については極めて低調ですよ。つまり、農政の中で、あるいは百姓の運動の中で、農地の中の環境というのは農業技術でも農政でもいまだにとらえられていないと思うんですね。つまり、百姓の手のひらの上にいまだに環境は乗っていないと思うんですね。これに乗せて使わないと、やっぱりデカップリングの議論は深まらないだろう。

僕はデカップリングを次のように訳しているんですよ、直訳から変えて。——大切なものだけれども、金にならないがために、生産に直接寄与しないがために軽視され、見捨てられようとしているものやことに対して評価し、みんなの金で支え、守り立てる政策。つまり、農業が生み出した金にならない部分に対して支援をしていく政策だというふうにデカップリングを定義し直してみれば、金にならないものは何なのかと周りの人たちから問われるでしょうね。それに対して百姓は答えないといけないですよ。こういうことなんだ、そのためにはこういう仕事をしているからこういう環境が維持されるんだと具体的に自分の身の回りで一つ一つ答えていかないと、それならデカップリングをやっぱりやるべきだというふうにはならないでしょうね。そういう言葉が全然ない——全然というのは失礼ですが、ほとんどないですもの。そういう中でデカップリングをやれなんということになると、また金取りかというふうになってしまうですよ。

つまり、環境問題というのはそこまで具体的に問われているにもかかわらず、百姓も含めて我々全部が対応が非常に鈍いですよ。だから、これに本気で取り組むような——今度は2月14日にシンポジウムをやるんですけども、去年初めて福岡で全国シンポジウムをやりました。自然環境と農業について徹底的に突き詰めてみよう。農総研の合田さんにも来てもらったんですが、今年2回目をやります。本当に百姓は環境を大事にしているのか、破壊しているんじゃないか。大事にしているといえ、どういうふうに大事にしているのか自分の言葉できちんと証明する、そこまで突き詰められる時代になったと思うけれども、僕はやっぱり危機感が薄いと思いますね。デカップリングを絶対に実現させるためには、この辺をクリアしたいと思います。

座長 その問題も出さなきゃいけないと思っていましたが、出していただいて、ありがとうございました。

平野 先ほどの掛川市のやっている土地条例の問題があって、実は先ほどご質問があった相続の問題と絡んで、相続税等については非常に効果が生まれています。土地条例というのは、例えば永久農地、永久森林地、そういう認定を地域のコンセンサスのもとにしていくんですけれども、やっぱり地域に暮らすそれぞれの人々が、そこを本当に農地として永久的に維持していこうというコンセンサスのもとでできてくるわけです。そうすると、固定資産の評価であるとか、税制面でのいろいろな対応であるとかということがスムーズにいきます。そういうことが一つ言えると思います。

環境問題では、環境もやはり幾つかに分類しなきゃならない。まず農業をやっていく環境としてどうなのかということ、農業の環境が例えば生活環境にどういう影響を与えてどういう効果を出しているかというような問題、それから自然と農業とのかかわりの中でどう

いう環境のかかわりや問題があるのかということではないか。そういう視点の中で議論をしていくと、非常にいい方向性が出るのではないかなと思います。

吉沢（駐村研究員） 申し上げたいことがあるんですが、いろいろずっと話を聞いていて、実はこういうことをだれが言ったということと同時に、北の人間が言ったのか南の人間が言ったのかということも非常に大事だと思います。北と南と物の考えがかなり違いますよ。もう一つ言えることは、全国法人協会でいろいろ全国から集まるんですが、全国法人協会の物の考え方とこの考え方は、これもまたまるきり違います。ですから、だれがどう言ったということと同時に、だれはどこに住んでいる人間だということを頭にかぶせてから意味をとってもらわないと、これは大きな間違いになります。そのことだけ一言言いたかったんです。

座長 大変含蓄に富んだコメントだと思います。

時間が参りましたので、一応これで議論をストップさせていただきます。皆さんは恐らく不満がうっせきしていると思いますが、この続きはまた後でやっていただくことにして、きょうは一応新基本法の議論で出ているようなところをほぼ網羅していただくように、ちょっと無理をして論点を広げたということがあって、なかなか議論しづらかったと思います。しかし、それでも非常に重要な問題である技術論、野田さんから非常に鋭い指摘がありましたけれども、どういう技術でやっていくのかということですね、そういう技術論の問題。それから、実は農協の問題が午前中の駐村研究員の集まった会議では非常に大きな問題になっていたんですが、農協をどうする、農協はどうかかわっていくんだという大きな問題があるんですが、これにはほとんど触れられませんでした。それから、せっかく平野さんから出していただいた国際貢献です

ね、共生の問題、ネットワークの問題、これはほとんど何も触れられませんでした。この辺は非常に残念ですが、これは残された課題ということでご議論いただきたい。最初に所長の方から挨拶がありましたけれども、きょうの会議はこれからの日本の農業、農村、食料をどう考えるか、そういうことをざっくばらんに議論したらいいのではないかとということで、私の方はあえてまとめたりしないで、

むしろ言いっ放しで言っていただいたというやや無責任な司会でしたけれども、いろいろご協力いただいて、それなりの議論が出たんだろうと思います。これはまた後で私たちの財産にして議論をしていきたいと思います。

大変不手際な司会で、時間も少しオーバーしてしまいました。それでは、これで討論会の方は一応終わりたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

4. 閉会挨拶

○ それでは最後に、野中所長からご挨拶申し上げます。

野中（農業総合研究所長） 冒頭申し上げましたように、今日は駐村研究員の方に全国から駆けつけていただき、また本省、各団体、あるいは高橋先生、それぞれ本当に大勢ご参加をいただきまして、大変ありがとうございました。私は大変有意義な議論だったと思います。私はまだ総研に1年おりませんけれども、今までの外に開かれた研究会の中では最も有意義だったんじゃないかと思います。いろんな論点が出て、認定農業者とか相続問題とかいろいろ言われていましたので、本省からも構造改善局の方が来ていますし、官房の方も来ていますから、本当はいろいろ議論があったのかもしれませんが、あるいは高橋先生のような方もいらっしゃるのでもっとご意見を伺えればよかったのかと思いますけれども、時間の制約ということでございますし、この後、意見交換の場もありますので、その場でやっていただきたいと思います。今日ありましたような議論、直接本省との関係でどうこうということはありませんけれども、非常に重要な論点を含んでおりますので、いろんな形で私どもの研究所としてこれを利用していただいて、今後の議論の発展に生かしていきたいと思います。

一言だけ、特権で個人的な感想を述べさせていただきますが、最後の方に私が発言しようと思っていたら宇根さんに言われてしまって、そのとおりだと思うんですけども、農業が大事だということについて、先ほど大松さんが、農業が荒れると困るのは百姓が一番知っているんだというようなお話もありました。それから宇根さんのように、本当はみんな個人的に担い手もやっているのでも、それが結果的に国民のためになっているんだというお話もありました。まさにその点でして、国民は農業や農村が重要だと言っているけれども、要するに本当は重要さはわかっていないと思うんですね。公益的機能だとか食料安定供給とかと言うのであって、本当にわかっていないんですよ。ですから、大松さんが言われるように、本当に農業が荒れると困るのは百姓が一番よく知っているんです。しかし農家の人は知っているけれども都会の人は知らない。国民は知らないんです。頭で知っているだけ。それをもっと知らせていただきたい。あるいは、宇根さんがおっしゃるように、個人的に皆さんが楽しんで農業をやっているのかもしれませんが、それが本当に国民のためにどうなるんだというのを国民はみんな知らないんですよ。食料供給がとまったら何か困るというぐらいに、まさ

に宇根さんが批判される供給の問題ぐらいしかとらえていなくて、本当にどういふふうに困るんだということは知らないんです。結果的に、感覚的に平野さんがおやりになっているような活動に大勢押しかけるという中で、何か感覚的にわかろうとするというか、わかりかけている人もいますけれども、明示的にわかっていない。そこが一番問題なんじゃないかというふうに思いますので、私は、個人的には駐村研究員の方々に本当にいろいろお世話になって、貴重なご意見をいただいているわけですが、今後またご意見をいただく中で、本当に農業のこういうところが大事なんだ。さっき米づくりをやめたら周りの人が暑くて困ったという宇根さんのお話もありましたけれども、そういうような事例というか、そういうようなことを含めて、本当にこういう点が困るんじゃないか、こういう点が一番大事なんじゃないかということを具体的にもっともっと寄せていただいて、そ

れをもとに議論を広げていくことが大事なんじゃないかと思います。今の議論というのは、食料がとまったら安全保障だとか何だとかという一般的な頭で考えた議論が横行しているものですから、自給率の問題にしても、農協が幾ら言っても、国民の皆さんは、そんなことを言っても、農業、自分たちが大事だから言っているんだろうというふうにたかをくくってとらえて、本当にハートを踏まえた議論が国民の間に起こっていない、そこが一番問題なんじゃないかなというのが私の個人的な感じでございます。

本当に長時間にわたりまして、駐村研究員の皆さんには午前中からでございましたけれども、貴重なご意見をいただきまして、本当に重ね重ねお礼を申し上げます。また、フロアに大勢来ていただいた方にも、本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）